

2026-2035

第四次中津川市環境基本計画 (案)

令和 年 月策定

市長卷頭言

2050年、地球はどうなる——。



イメージイラストについて

イラストは、「環境対策を何もしなかった場合の2050年」をイメージしています。2010年代は、観測史上最も暑い10年でした。このまま地球温暖化が進むと、気候のパターンが変化し、「日照りによる干ばつ、山火事の増加、熱中症の増加」「農作物の収穫量の減少による食糧不足」「暴風雨の規模や発生数の増加」など、私たちの生活に様々な影響が出るといわれています。

加えて、ごみの不法投棄や工場排ガスなど、地球温暖化以外の脅威も存在します。私たちが環境についての取り組みをやめてしまったとき、訪れるのはこのような恐ろしい未来かもしれません。

作画について

伊藤潤二（いとう・じゅんじ）。漫画家。

1963年、岐阜県中津川市（旧・恵那郡坂下町）生まれ。

1986年、第1回模写かずお賞で佳作入選した「富江」でデビュー。代表作に「富江」シリーズ、「死びとの恋わざらい」、「うずまき」など。2023年、「第50回アングレーム国際漫画祭」（フランス）で特別栄誉賞、「サンディエゴ・コミコン」でインクポット賞を受賞。アメリカの権威ある漫画賞「アイズナー賞」で、2019年「伊藤潤二傑作集10 フランケンシュタイン」で最優秀コミカライズ賞、2021年「地獄星レミナ」で最優秀アジア作品賞、「伊藤潤二短編集 BEST OF BEST」など、で最優秀ライター／アーティスト賞、2022年「死びとの恋わざらい」で最優秀アジア作品賞を受けるなど、計4度受賞し2025年にアイズナー賞殿堂入りを果たす。伊藤潤二先生の作品は、日本だけでなく世界中にファンを持つ。

2025年5月、中津川市観光大使に就任。

※イラストについては、中津川市が提供したイメージをもとに伊藤先生に作画いただきました。

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 将来の環境像.....	3
4 計画の基本方針.....	4
5 計画期間.....	5
第2章 中津川市の現状と課題	6
1 自然共生に関する現況と課題.....	6
2 資源循環に関する現況と課題.....	12
3 脱炭素に関する現況と課題.....	16
4 生活環境に関する現況と課題.....	20
5 環境保全に向けた人づくりに関する現況と課題.....	24
第3章 基本施策	27
1 計画の施策体系.....	27
2 自然共生：豊かな森林、清流、田園風景を守る.....	28
3 循環経済：大量消費社会から循環経済社会へ.....	36
4 脱炭素：ゼロカーボンシティの達成.....	42
5 リニア共生：安全・安心で暮らしやすいまちづくり.....	56
6 協働：未来につなぐ人づくりとパートナーシップ.....	60
第4章 重点戦略	64
第5章 指標	68
1 重点指標.....	68
2 分野別指標.....	69
第6章 推進体制・進行管理	70
1 推進体制.....	70
2 進行管理.....	71
第7章 私たちに出来ること（私たち一人ひとりの環境配慮）	72



第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

中津川市環境基本計画は、中津川市環境基本条例第7条に基づき、良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的として策定されるものです。

本市は、平成16（2004）年3月に第一次計画となる「中津川市環境基本計画」を策定しました。その後、平成19（2007）年3月に「第二次中津川市環境基本計画」、平成28（2016）年3月に「第三次中津川市環境基本計画」を策定し、計画策定から5年が経過した令和3年（2021）年3月には中間見直しを実施しました。

この間、国際的には、地球規模での脱炭素化への取組が更に加速し、我が国においても令和2（2020）年に「2050年カーボンニュートラル宣言」が表明されるなど、脱炭素社会の実現に向けた動きが本格化しています。また、令和4（2022）年には生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに陸と海の30%以上を保護地域等として保全する「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」の達成が国際的な目標として設定されました。

こうした国際動向を踏まえ、我が国では令和6（2024）年4月に「第六次環境基本計画」が策定され、「ウェルビーイング／高い生活の質」をすべての施策の上位目標として位置づけ、環境・経済・社会の統合的向上を図るという新たな方向性を示しました。

本市においては、こうした社会情勢の変化に対応し、令和3（2021）年3月に区長会連合会と共同で「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを表明しました。併せて、令和5（2023）年5月に「中津川市地域脱炭素ロードマップ」を策定し、脱炭素社会の実現に向けた具体的な道筋を示しました。

一方で、気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化、マイクロプラスチックによる海洋汚染、外来生物の増加による生態系への影響、里地里山の荒廃による生物多様性の損失など、環境に関する問題は多様化、複雑化するとともに新たな課題も生じています。また、リニア中央新幹線の開業に向けた準備が進むなか、環境に配慮したまちづくりの推進も本市の重要な課題です。

こうした、国際的な環境政策の動向、国・県の計画改定、2050年ゼロカーボンシティの実現、循環型社会・生物多様性に係る新たな取組の推進、リニア中央新幹線開業に向けたまちづくりなどの社会動向、環境を取り巻く状況の変化に対応し、本市の良好な環境の保全と創出に向けた環境分野における最上位計画として、「第四次中津川市環境基本計画」を策定します。

※ この計画書では、第四次中津川市環境基本計画を「本計画」、令和3年3月に策定された第三次中津川市環境基本計画（中間見直し版）を「前計画」と表記します。

2 計画の位置づけ

中津川市環境基本計画は、中津川市総合計画を上位計画とし、最上位の理念計画かつ環境施策の根幹をなす実行計画として位置付けられます。策定に当たっては、市の条例・関連計画のほか、国の法令・計画等や県の条例・計画等とも整合性を図っています。

また、地球温暖化対策実行計画や生物多様性戦略といった法令等で定められた諸計画を内包するとともに、一般廃棄物処理基本計画等の関連する計画を引用しています。



図 1-1 中津川市環境基本計画の位置づけ

3 将来の環境像

「将来の環境像」とは、本市が良好な環境を保全・創出していくため、最終的な目標とするべき理想の将来像のことです。

環境に関するあらゆる施策や取組を立案・実施する際、はじめに「将来の環境像」に向かって進んでいるかどうかを判断軸として、その時々の情勢に柔軟に対応しつつ、本市としてあるべき環境の姿へと進んでいることを確認します。

「将来の環境像」を設定するにあたり、市民・事業者等へのヒアリングから、本市の環境施策に必要な要素を「5つのキーワード」として抽出しました。その上で、「将来の環境像」を以下のとおり設定しました。

キーワード

KEYWORD



自然共生

自然豊かな森林、清流、田園風景を守り育て、人と自然が調和した持続可能な地域社会を創造します

循環経済

地域資源の循環により環境負荷を減らし、地域経済の活性化を実現します

脱炭素

脱炭素と地域課題の同時解決により、2050年ゼロカーボンを目指します

リニア共生

現在の豊かな自然を次世代までつなぎ、リニア開業による新たなまちづくりと環境保全を両立させます

協働・パートナーシップ

市民・事業者・行政による協働で、みんなで未来を創る社会を構築します

将来の環境像

もり せいりゅう みらい 森と清流、未来へつなぐ なかつがわ

「森と清流」は中津川市のシンボルであり、守るべき一番の存在です。
そして、将来の中津川市のために、みんなで「創る・守ること」が重要であり、
この風景を未来につなげていく情景こそが、本市の将来の環境像であります。

4

計画の基本方針

本計画では、豊かな森林と清流に代表される本市の自然の恵みを次世代に継承し、リニア開業という新たな時代を迎える中で、持続可能な地域社会を構築することを目指します。

本計画の推進にあたっては、環境・経済・社会の統合的向上を図る「ウェルビーイング:well-being」の考え方を基本理念とし、環境保全の取組を通じて市民一人ひとりの生活の質の向上を実現していきます。これは、単に環境問題を解決するだけでなく、地域経済の活性化や地域コミュニティの充実など、様々な地域課題の同時解決を図るものです。

施策の展開においては、「自然共生」「循環経済」「脱炭素」「リニア共生」「協働」を5つの柱とし、それぞれの分野を相互に連携させながら、総合的かつ効果的な取組を推進します。これらの分野は独立したものではなく、例えば森林整備による脱炭素化と生物多様性保全の同時達成、廃棄物の資源化による循環経済の構築と地域雇用の創出など、複数の効果を同時に生み出すことを重視します。

また、ゼロカーボンシティの実現、循環型経済の構築、生物多様性の保全等、環境に係る課題を解決するためには、技術革新や制度改革だけでなく、市民・事業者・行政が一体となった行動変容が必要不可欠です。このため、あらゆる主体が参加する協働・パートナーシップを支援し、環境教育の充実や情報発信の強化を通じて、すべての主体が環境に配慮した行動を自主的に実践できる地域社会の構築を目指します。

今後、本市はリニア中央新幹線の開業により、新たな交流や経済活動の拡大が期待されます。この好機を活かし、環境と調和した持続可能な地域発展のモデルケースとなるよう、計画的かつ戦略的な取組を展開していきます。

森と清流、未来へつなぐ なかつがわ



図 1-2 計画の基本方針 イメージ図

5

計画期間

本計画の取組期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。この間、社会情勢や環境に係る動向の変化を踏まえ、5年（令和12（2030）年度）を目途に見直しを行います。

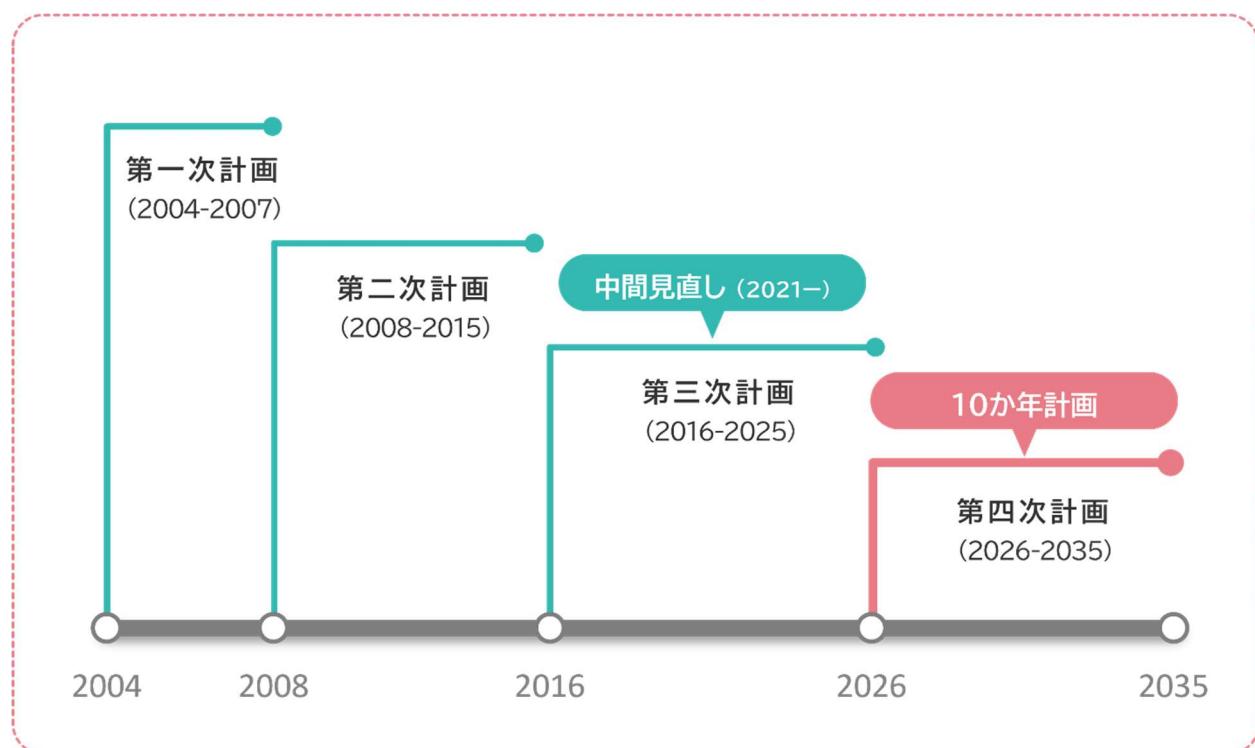


図 1-3 これまでの計画策定の経緯

1

自然共生に関する現況と課題

(1) 国の動向

近年、地球規模での生物多様性の損失が深刻な問題となっており、国際的な取組が加速しています。

令和4（2022）年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに陸と海の30%以上を保護地域等として効果的に保全する「30by30目標」が設定されました。

これを受け、我が国では、令和5（2023）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指すことを表明しました。

ネイチャーポジティブの達成に向けては、行政、企業、市民団体などあらゆる地域の主体が連携し、行動変容に向けた取組をしていく必要があります。地域主体の取組を促進するため、令和7（2025）年4月に「地域生物多様性増進法¹」が制定され、従来の保護地域に加えて、企業緑地等を「自然共生サイト」として認定するとともに、民間による取組を積極的に評価・支援する仕組みが整備されました。また、令和6（2024）年3月には「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定し、ネイチャーポジティブの実現に資する経済社会構造への転換に向けた取組を進めるなど、従来の生物多様性保全に加え、自然を回復させるための能動的な施策・取組が実施されています。



Column

ネイチャーポジティブと30by30

近年、生物多様性の分野では「ネイチャーポジティブ」と「30by30」という言葉をよく耳にします。「ネイチャーポジティブ」とは、「生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる」ことを意味します。つまり、自然を守るだけでなく、積極的に回復させていこうという考え方です。

「30by30（サーティ・バイ・サーティ）」とは、2030年までに陸と海の30%以上を保護地域として効果的に保全するという国際目標です。目標達成のためには企業の土地や神社などに自然を増やし、「自然共生サイト」として認定を増やしていく必要があります。

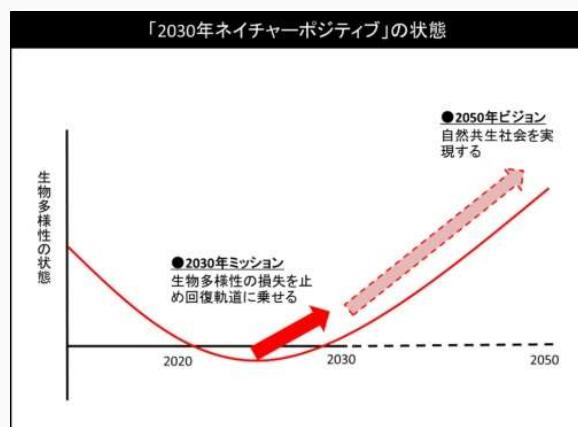


図 2-1 ネイチャーポジティブのイメージ
(出典：環境省)

¹ 正式名称「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）」

(2) 岐阜県の動向

岐阜県では、生物多様性基本法に基づき平成23(2011)年7月に「生物多様性ぎふ戦略」を策定し、県における生物多様性の施策の方向性について定めました。その後、「清流の国ぎふ森林・環境基金事業」の導入、「清流の国ぎふ憲章」の策定など、戦略に基づき豊かな森と清流を活かした施策を実施してきました。

平成29(2017)年3月には、「森・川・海のつながりを守る」「いのちを活かし、暮らしにつなぐ」「ともに考え続ける」の3つの視点から計画を見直し、地域の特色や地域資源を活かした生物多様性保全を推進するための新たな「生物多様性ぎふ戦略」を策定しました。

岐阜県の特徴的な取組として、「清流の国ぎふ森林・環境基金事業」があります。これは、豊かな森林と清らかな河川が持つ公益的機能を将来にわたって享受できるよう導入された税制で、森林・環境税を財源とした基金によって、地域の森づくり、川づくり、生物多様性などの環境保全活動、里地の生態系保全活動、カーボン・オフセット、エコツーリズム、木育等に活用されています。

また、レッドデータブックの作成や、特定外来生物対策、公共事業における生物多様性配慮の取組等を実施しているほか、「生物多様性ぎふデータベース²」では、生物多様性に係る様々なマップを「県域統合型GIS」で公開しています。

Column

清流の国ぎふ森林・環境基金事業

岐阜県では、豊かな森林と清らかな河川が持つ公益的機能を将来にわたって享受できるよう、県民一人当たり年額1,000円の「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入しています。

この税収を財源とした基金により、地域の森づくり、川づくり、生物多様性の保全、環境教育、木育等の活動を支援しています。

中津川市では、この基金を森林整備、学校等の木質化（福岡小学校、ひと・まちテラス）、「なかつかわ 森の木遊館」の整備と木育プログラムの充実、学校等での木育教育の実施観光景観林の整備、二ホンジカの個体数調整などに活用し、森林や環境を守る施策・取組を進めています。（参考：岐阜県「清流の国ぎふ森林・環境基金事業成果報告書」）



図 2-2 なかつかわ 森の木遊館

² 岐阜県 生物多様性データベース (URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/12697.html>)

(3) 市の現状及び課題

本市は、木曽川上流域の山間に開けた中山間地域であり、豊かな森林と清流に育まれた自然あふれるまちです。市内に広がるのどかな里地里山や、そこにある湧水湿地帯には、固有かつ希少な自然生態系が存在しています。

このような地理的特性から、本市は古くから自然の恵みを取り入れることにより発展し、自然に根ざした風土・文化を育ててきました。しかし、少子高齢化や人口減少、産業構造や生活様式の変化など様々な要因により、里地里山の利用が減り、自然の荒廃や文化の逸失につながりつつあります。

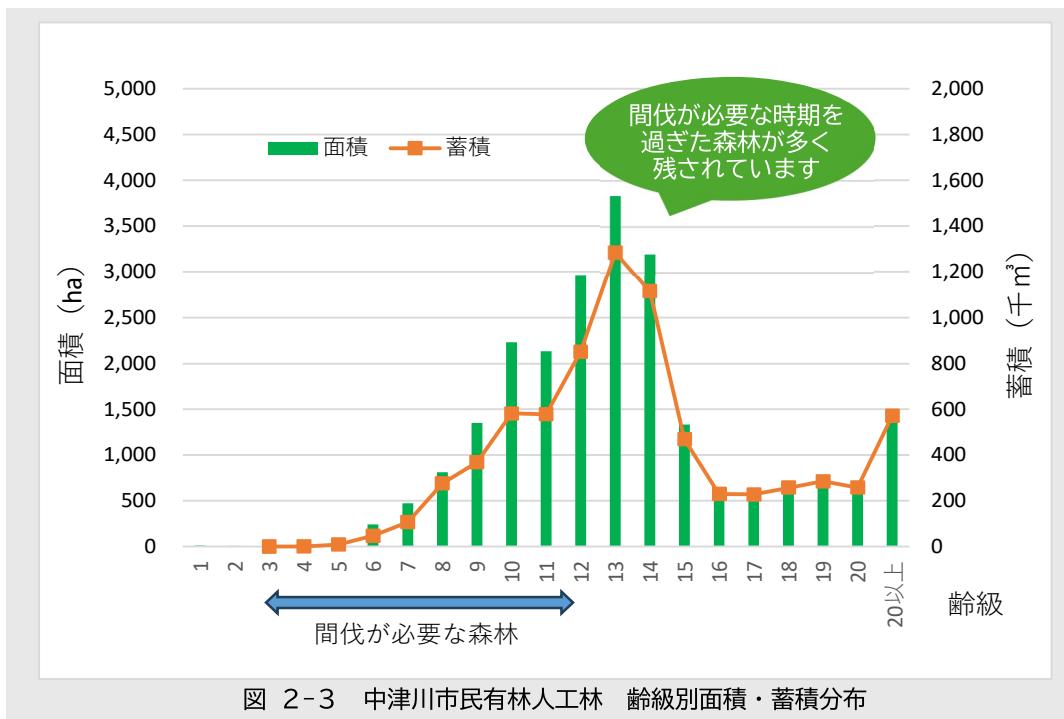
このような状況を背景に、本市では、前計画に「中津川市生物多様性地域戦略」を内包し、自然と共生するための地域の在り方と施策を示してきました。

① 森林・里地里山の現状と課題

本市は、市域の約8割を森林が占める森林都市であり、林業とともに歩んできた歴史があります。森林構成をみると、民有林が約6割を占め、そのうち6割が人工林といずれも岐阜県の平均を上回っています。また、人工林のうち約50%はヒノキ人工林であり、東濃桧の産地であることが顕著に表れています。

民有林を適切に保つため、間伐等の森林整備を推進する施策に取り組んでいますが、人口減少や高齢化による深刻な担い手不足によって適切な森林整備が行き届いておらず、手入れの行き届いていない人工林が約1万haに上り、間伐材の7～8割が山林に放置されているといった現状があります。

このような課題に対して、本市では、令和4（2022）年に「中津川市林業振興ビジョン」を策定しました。「豊かで恵みある森林を次世代へ」を基本方針とし、「健全で豊かな森林づくり」「持続的な林業・木材産業の振興」「人材育成の推進」という3つの方向性を打ち立て、施策・取組を進めています。



② 希少植物・生物多様性の現状と課題

本市には、シデコブシ、ハナノキ、ヒツヅバタゴなど、この地域にしか生息しない希少な植物が自生しており、本市の貴重な自然遺産となっています。

希少植物や巨木・巨樹等は、国・県・市によって天然記念物に指定され適切な保護の対象となっています。一方で、小規模な自生地については手つかずの状況が続いていることや、逆に天然記念物に指定されることによって周囲の住宅に影響を及ぼすような場合でも法的制約によって簡単に伐採できないなど、天然記念物の保護と地域住民の安全確保の両立について課題が残ります。

また、希少植物の存在やその価値について、地元以外での認識が低いという点も課題として挙げられ、より一層環境教育や啓発活動に力を入れる必要性が訴えられています。

③ 有害鳥獣対策の現状と課題

近年、シカ、イノシシ等の有害鳥獣による被害が全国で深刻化しています。農林水産省の調べによると、令和4（2022）年度の野生鳥獣による農作物被害額は約156億円に上り、このうちシカによる被害が50.7%、イノシシが28.4%となっており、これらによる農作物被害は被害額全体の6割以上に及んでいます³。

特にシカは、年々個体数が増加し、生息範囲も拡大しています。農業においては農地の法面の破壊や農作物の食い荒らし、林業においては苗木や樹皮を食べるなどの被害が発生しています。野生鳥獣による森林被害面積は全国で年間約5,000haで、そのうち約7割がシカによる被害です。野生鳥獣と共生するためには適正な個体数管理が必要ですが、その担い手である狩猟者は全国的に減少傾向にあり、中でも狩猟を生業とする狩猟者は高齢化による減少が深刻です。ジビエを活用した新たな産業なども期待されますが、食品衛生法上の問題や運搬・保管等の課題があり、十分に進展していない状況です。



図 2-4 希少植物のシデコブシ



図 2-5 有害鳥獣による被害（かぼちゃ）



図 2-6 電気柵の設置

³ 出典：農林水産省「いま各地でおきている鳥獣被害を考える」(URL : https://www.maff.go.jp/j/pr/aff/2201/spe1_01.html)

④ 特定外来生物対策の現状と課題

特定外来生物とは、海外から日本にやってきた生物のうち、生態系や人の生命・身体、農作物等に被害を及ぼす可能性があるもののことです。本市においても、動物ではアライグマやヌートリア、植物ではオオキンケイギク等の特定外来生物が確認されています。



※ 特定外来生物を見かけたら・・・

特定外来生物は、法律により栽培・飼育・運搬・販売が禁止されています。不用意に捕まえず、まずは管理者や行政機関にご相談ください。

⑤ 河川・水環境の現状と課題

木曽川をはじめとする本市の清流は、豊かな森林と並び本市を特徴づける貴重な財産です。

本市の河川水質は、下水道整備や合併処理浄化槽の普及により大幅な改善が図られており、近年では「川がきれいになり、子どもが水遊びできるようになった」との市民の声も聞かれています。

河川をフィールドにした環境学習も盛んに行われており、カワゲラウォッチングの実施数は県下で最多です。しかし、近年では指導者の高齢化が課題となっています。





Column

木曾三川流域連携による取組

木曽三川流域の水環境は、上中流域の人々の活動に大きく依存していますが、これらの地域では高齢化や過疎化、農林業の衰退など様々な課題を抱えています。将来にわたり木曽三川の恩恵を受けるためには、河川をはじめとする健全な水環境を守っていく必要があります。上中流域が抱える様々な事項に対して、流域全体で議論していくことが必要となっています。

そこで、平成 23 年に「水でつながる命」をテーマに木曽三川流域自治体連携会議が設立されました。令和 6 (2024) 年 10 月には中津川市で「第 13 回木曽三川流域自治体サミット in 中津川市」が開催され、流域全体の河川や水について考えました。そのほか、マルシェやフォトコンテストなど流域全体で様々な取組を行っています。



図 2-9 木曾三川流域自治体連携会議の取組方針



図 2-10 構成自治体



図 2-11 木曽三川流域自治体サミット

木曽三川での流域的な取組は、上流から下流まで、行政、市民、企業、NPOなど多様な主体が連携し、それぞれの特性を活かしながら水環境保全に取り組む先進的な事例です。この取組を通じて、木曽三川の豊かな水の恵みが次世代に確実に引き継がれていくことが期待されます。私たち一人ひとりが「水でつながる命」の一員として、日々の生活の中で水環境を大切にする意識を持ち続けることが、この美しい木曽三川を未来に残していく第一歩となるのです。

(写真出典：木曽三川流域自治体連携会議ホームページ)

2 資源循環に関する現況と課題

(1) 国の動向

地球規模での資源制約や環境負荷の増大を背景に、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムから脱却し、資源の循環利用を基盤とした持続可能な社会への転換が世界的に進められています。

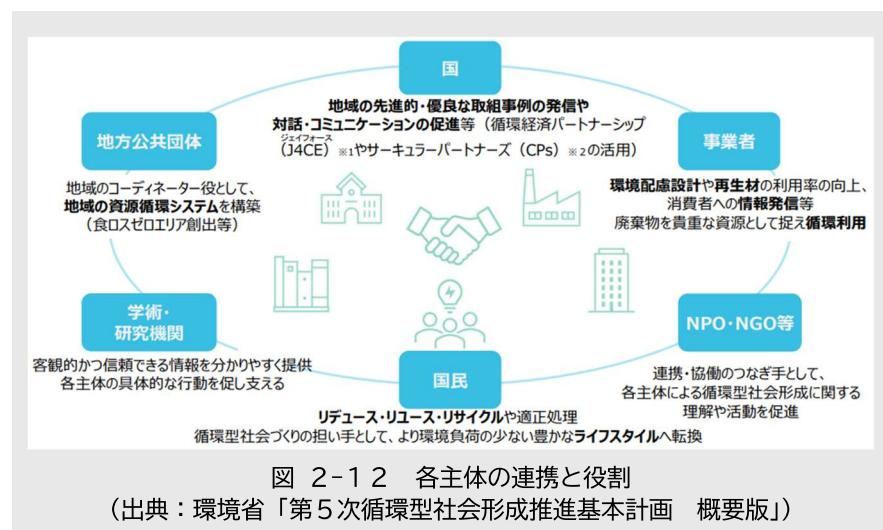
我が国では、令和6（2024）年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑制を通じて、気候変動、生物多様性損失、環境汚染等の社会課題の解決に貢献する「循環経済への移行」が最重要課題として位置づけられました。この計画では、資源循環により我が国の温室効果ガス排出量の約36%を削減できる可能性があるとされており、脱炭素化と資源循環の一体的推進が明確化されています。

加えて、人口減少や高齢化の進展により、従来の廃棄物処理体制の見直しが急務となっています。特に地方自治体においては、処理施設の老朽化と更新費用の増大、収集・運搬の非効率化、処理施設の維持管理費の増加といった課題に直面しており、広域連携による処理体制の効率化・集約化が重要な解決策として注目されています。国では、こうした地域課題に対応するため、複数の市町村による広域処理システムの構築支援や、処理施設の統廃合による運営効率化を推進しており、人口減少社会に適応した持続可能な廃棄物処理体制の確立を目指しています。

また、令和4（2022）年4月に施行された「プラスチック資源循環法」により、プラスチック製品の設計から廃棄・リサイクルまでのライフサイクル全体での資源循環が促進されています。市区町村においては、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括回収することが努力義務として規定され、より効率的なリサイクル体制の構築が求められています。

さらに、令和2（2020）年5月に施行された「食品ロス削減推進法」では、2030年度までに食品ロスを2000年度比で半減させる目標が設定されており、事業者だけでなく家庭での食品ロス削減の取組強化が重要な課題となっています。

デジタル技術の活用については、IoTやAIを活用したごみ収集の効率化、リサイクル技術の高度化、資源循環に関する情報の見える化などにより、循環経済の実現を支援する取組が推進されています。特に人口減少地域においては、収集ルートの最適化や処理施設の効率的運用により、コスト削減と環境負荷軽減を同時に実現する取組が期待されています。



(2) 岐阜県の動向

岐阜県では、令和3（2021）年3月に策定された「第3次岐阜県廃棄物処理計画」において、循環型社会の形成に向けた取組を総合的に推進しています。この計画では、「廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進」「美しい生活環境の保全」「災害・感染症・気候変動への備え」の3つを施策の柱として設定しており、第3次計画の新たな取組として、「プラスチックごみ削減の推進」「食品廃棄物削減の推進」「各主体との連携強化」を推進していくこととしています。

特に、県では食品ロス削減に重点的に取り組んでおり、「ぎふ食べきり運動」を展開して、事業者・消費者双方における食品ロス削減の意識向上と行動変容を促進しています。また、「はじめよう、フードライブ 岐阜県フードドライブ実施マニュアル」を作成し、フードドライブの啓発を行っています。

プラスチックごみについても、「ぎふプラごみ削減県民運動」により、使い捨てプラスチックの削減と適正なリサイクルの推進を図っています。

廃棄物処理体制については、市町村の枠を超えた広域連携による効率的な処理システムの構築を支援しており、処理施設の集約化・高度化により、環境負荷の軽減とコスト削減の両立を目指しています。

さらに、平成28（2016）年3月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定し、大規模災害時における迅速かつ適正な廃棄物処理体制の整備を進めており、近年の気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、平時からの備えと関係機関との連携体制の強化を図っています。

Column

「食品ロス」を減らすには

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本では年間約472万トン（2022年度）の食品ロスが発生しています。これは、国民一人当たり毎日お茶碗約1杯分の食べ物を捨てている計算になります。

食品ロスは大きく「事業系（食品工場や飲食店から出るもの）」と「家庭系（家庭から出るもの）」に分類されます。事業系食品ロスについては、食品製造業や外食産業などが継続的に取組んでおり、2030年度の目標（273万トン）を8年前倒しで達成しました。一方、家庭系食品ロスはさらなる削減が必要です。

家庭での食品ロス削減には、「食べ残し」「廃棄食品」「過剰除去」の3つの要因への対策が重要です。具体的には、①冷蔵庫の在庫確認をしてから買い物をする、②すぐに食べる商品は陳列順に購入する、③食材を無駄にしないレシピを活用する、④賞味期限と消費期限の違いを理解する、などが挙げられます。



図 2-1-3 食品ロス削減パンフレット
(出典：消費者庁)

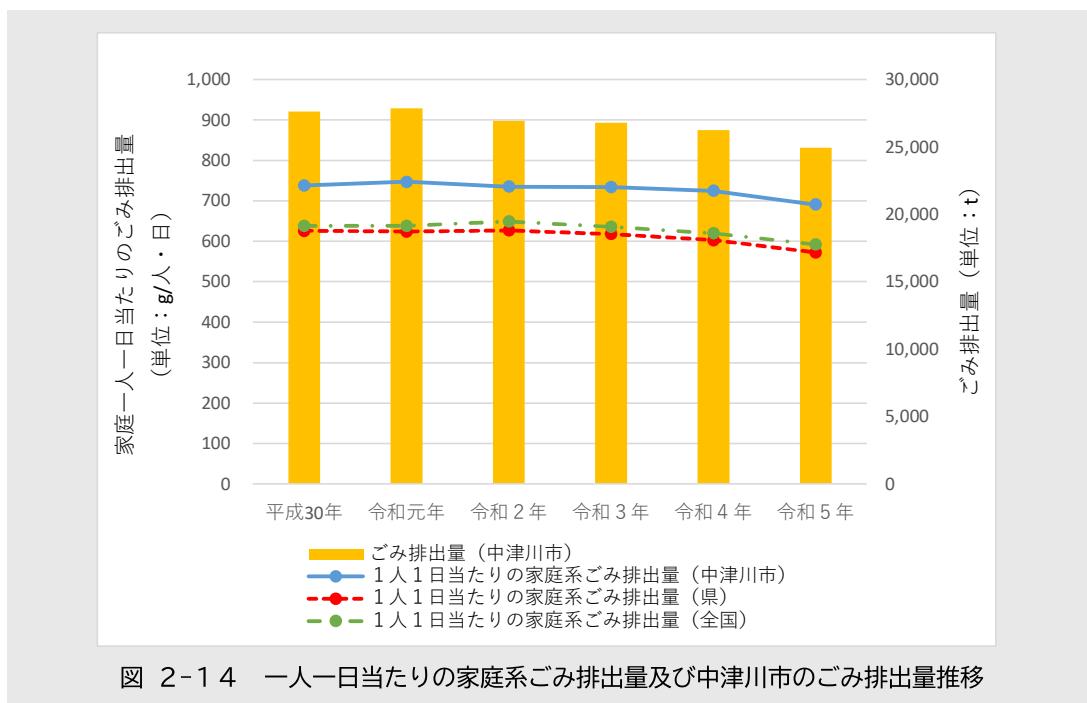
(3) 市の現状及び課題

本市では、国や県の動向を踏まえ、私たちのライフスタイルを見直し、社会における資源のさらなる循環を確保し、適正かつ安全に安定的な廃棄物処理を進めていくため、令和2（2020）年3月に将来のまちづくりを見据えた今後的一般廃棄物処理の方向性を示し、その実現のための諸施策の体系を定めた「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。この計画では、「ごみを減らし、限りある資源を好循環させる地域づくり～ 資源やエネルギーを大切にする循環型社会の構築～」を基本理念とし、「ごみの減量化の推進」「3R（リデュース Reduce, リユース Reuse, リサイクル Recycle）の推進」「環境負荷の少ない適正処理・処分の実施」「循環型社会へのビジョンの共有と新たな発想による施策の展開」の4つの基本方針を設定しています。これらの基本方針を推進していくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で協働していくことが重要です。

① 資源循環の取組状況と課題

本市におけるごみ排出量は、平成29（2017）年のごみ処理手数料有料化制度の実施以降、着実に減少傾向にあります。しかし、令和4（2022）年度の市民1人1日あたりのごみ排出量は全体で963.1g/人・日、家庭系に限ると609.5g/人・日と、いずれも県平均や全国平均を上回る数値となっています⁴。

このような現状を改善するため、本市では、従来の資源ごみに加え、スチロールを新たな回収品目として追加し、リサイクル対象の拡大を図っています。また、汚泥処理センターでのリン回収・肥料化、下水汚泥の全量リサイクル、給食廃油のバイオディーゼル燃料化、剪定枝の堆肥化など、多様な資源循環を実践しています。また、プラスチック資源循環法や食品ロス削減推進法といった新たな法制度についても適切に対応することが求められます。



⁴ 出典：中津川市一般廃棄物処理基本計画（令和6年9月見直し）

② 施設整備に関する取組状況と課題

ごみ処理施設や下水処理施設といった施設の老朽化に加え、これから的人口減少時代を見据え、効率的で環境負荷の少ない新たな廃棄物処理体制の構築が求められています。

本市においては、恵那市と広域によるごみ処理施設整備の検討が進められています。また、下水処理施設についても県によって処理場の統合が計画されています。



図 2-15 環境センター



図 2-16 最終処分場



図 2-17 汚泥処理センター



図 2-18 市内浄化管理センター（坂下）

③ 災害対応体制に関する取組状況と課題

災害時に発生する大量の廃棄物を迅速かつ適正に処理し、市民の生活環境の保全と速やかな復旧・復興を図るため、平成 24（2012）年度に「中津川市災害廃棄物処理基本計画」を策定し、災害に備えてきました。平時からの関係機関との連携体制構築、仮置場の確保、処理手順の明確化、広域的な連携強化などが重要な課題と考えられます。

④ 市民参画に関する取組状況と課題

資源循環の推進には市民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。「ごみ減量検討市民会議」「住みよい環境づくり推進員」などを設け住民参画を促すと同時に、分別ルールの周知徹底、環境教育の充実、地域コミュニティとの連携強化など、住民を巻き込んだ継続的な啓発活動と住民参加の仕組みづくりが課題となっています。

3 脱炭素に関する現況と課題

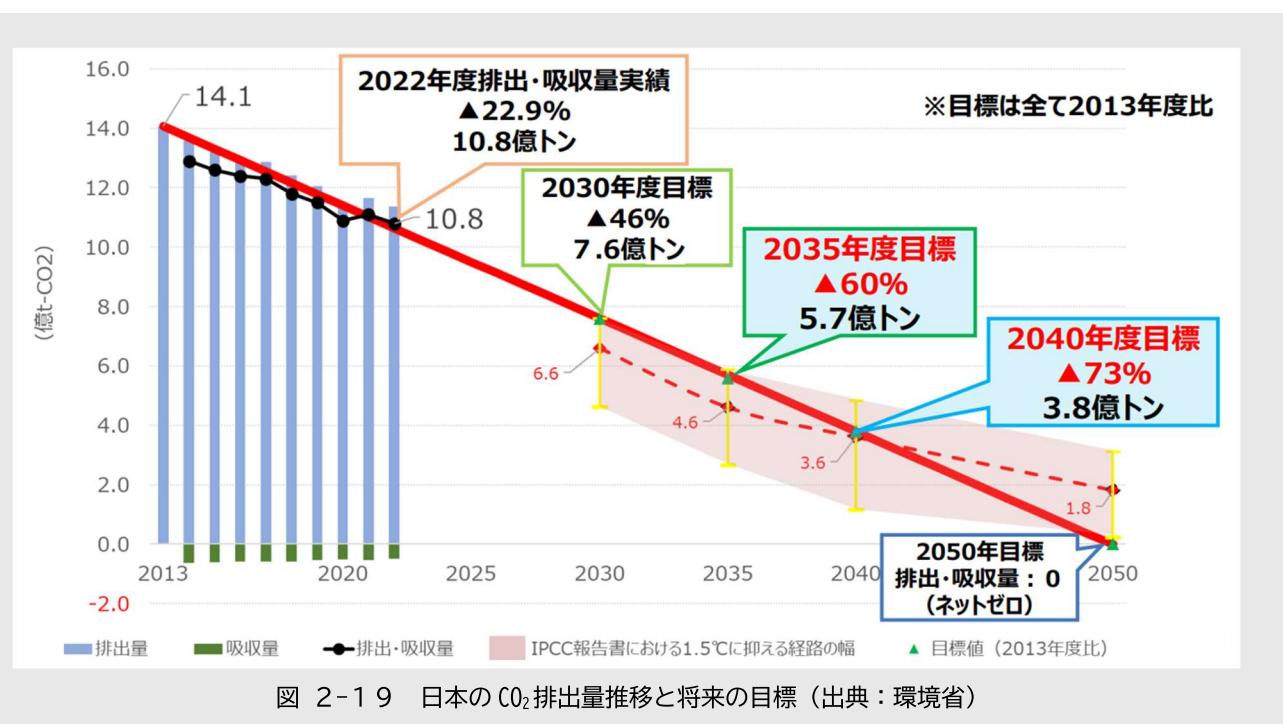
(1) 国の動向

パリ協定の批准以降、国際的な脱炭素の流れは加速しており、日本もそれに呼応する形で脱炭素の取組を進めてきました。

我が国は、令和2（2020）年に「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明し、その後2030年度の温室効果ガス削減目標を「2013年度比46%削減」とし、さらに50%の高みを目指すとしました。令和6（2024）年度に策定された「第七次地球温暖化対策計画」では、2035年度60%削減、2040年度73%削減という中間目標を設定し、2050年ゼロカーボンの実現に向けた道筋を明確化しています。また、同時に策定された地球温暖化対策計画では、これらの新たな削減目標及びその実現に向けた対策・施策が位置付けられており、地方公共団体においても国の計画との整合性を図った計画策定が求められています。

2050年ゼロカーボンに向けて、国は「環境と経済の好循環」を基本理念とし、排出削減と経済成長の同時実現を目指しています。令和5（2023）年に策定された「GX推進戦略」では、産業構造や社会システムの変革を通じた脱炭素化を推進するとともに、グリーンイノベーションなどあらゆる政策を総動員した統合的アプローチを展開しています。

また、令和3（2021）年に決定された「地域脱炭素ロードマップ」では、地球温暖化対策において、行政、事業者、市民などあらゆる主体で構成されたパートナーシップによる取組が重要視されており、中でも地域脱炭素が重要な役割を担うとしています。地方公共団体においては、その地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガス削減施策の展開が求められています。





Column

地球温暖化の原因と影響

気候変動の専門的調査機関であるIPCCの報告によれば、現在の地球温暖化が人類の活動に起因することは疑う余地がなく、世界の平均気温は産業革命以前に比べて2011～2020年で1.09°C上昇しており、過去30年の各10年間の世界平均気温は1850年以降のどの10年間よりも高くなっています。

地球温暖化の主な原因は、人類の産業活動によって二酸化炭素やメタンなどの大量の温室効果ガスが排出され、濃度が上昇したことです。温室効果ガスは太陽からの熱を吸収し、地球全体の気温を押し上げています。

温暖化が進むと、熱膨張と氷河の融解により海面が上昇し、平均気温の上昇や海面の上昇が予測されています。日本では、2100年に岐阜県で1.9～4.7°Cの気温上昇が予想され、猛暑日や真夏日が現在の倍以上に増加する見込みです。この結果、熱中症リスクの増大、台風の強大化、局地的豪雨の増加、農作物の品質低下、感染症を媒介する昆虫の分布域拡大などの深刻な影響が懸念されています。

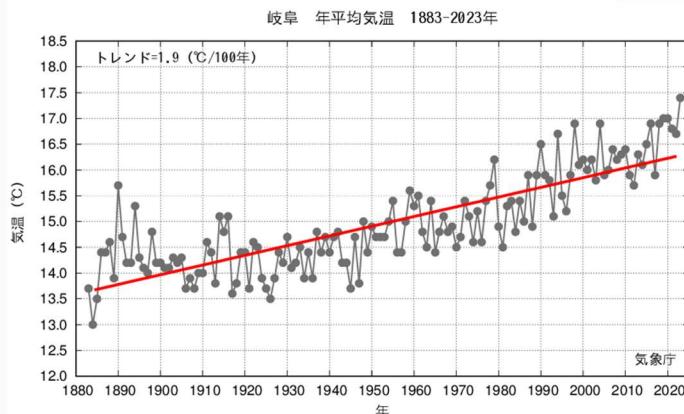


図 2-20 岐阜県の年平均気温推移
(出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）)

（2）岐阜県の動向

岐阜県は、令和3（2021）年3月に「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画～「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けて～」を策定し、2050年のカーボンニュートラルと、2030年度までに2013年度比48%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦する」という中期目標を設定しています。

目標達成のための施策として、太陽光発電等の導入促進、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及促進、公共交通機関の充実、次世代自動車の普及、省エネルギー設備の導入支援、環境配慮型農業の推進、適切な森林管理によるCO₂吸收源確保、廃棄物の適正処理と資源循環の促進を挙げています。

また、気候変動適応策として、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報収集、整理、分析等を行う「岐阜県気候変動適応センター」を設置し、農業や林業、防災など様々な分野でこれまでに起きている気候変動による影響や将来起こりうる気候変動による影響を収集、情報発信しているほか、農業における高温耐性品種の開発・普及、防災・減災対策の強化、熱中症対策等の推進などの取組を実施しています。

岐阜県独自の特徴的な取組として、「G-クレジット（「脱炭素社会ぎふ」・森林吸収量認証制度）」を創設し、県内の森林整備によるCO₂吸収量の認証・活用を推進しています。

(3) 市の現状及び課題

本市は、令和3（2021）年2月に区長会連合会と共同で「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを宣言しました。令和5（2023）年5月には「中津川市地域脱炭素ロードマップ（中津川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））」を策定し、2050年ゼロカーボンの達成に向け、2030年度までに50%削減、2040年度までに75%削減（いずれも2013年度比）という、国を上回る水準の目標を設定しています。

① 市域における温室効果ガス排出量の現状と課題

基準年度である平成25（2013）年度の本市の温室効果ガス排出量は約83万2千t-CO₂で、2030年までに50%削減を達成するためには約41万6千t-CO₂の温室効果ガス削減が必要です。⁵

直近年度である令和4（2022）年度の排出量は約63万4千t-CO₂であり、2013年度比約24%減となっています。ガス種別で見ると、全体の約94%がエネルギー起源CO₂（熱や電気を得るために排出されたCO₂）で、部門別にみると、産業部門が45%と半数近くを占めており、次いで運輸部門が20%、家庭部門が16%、業務その他部門が13%、その他が6%となっています。

また、森林等による温室効果ガス吸収量は約11万t-CO₂です。これを加味すると令和4（2022）年度の「排出量-吸収量」は約52万5千t-CO₂となり、2013年度比37%減となっています。

2050年ゼロカーボンを達成するためには、更なる省エネ化と再エネ導入を推し進めるとともに、化石由来燃料からのエネルギー転換や森林等の整備による吸収量の増加に取り組む必要があります。

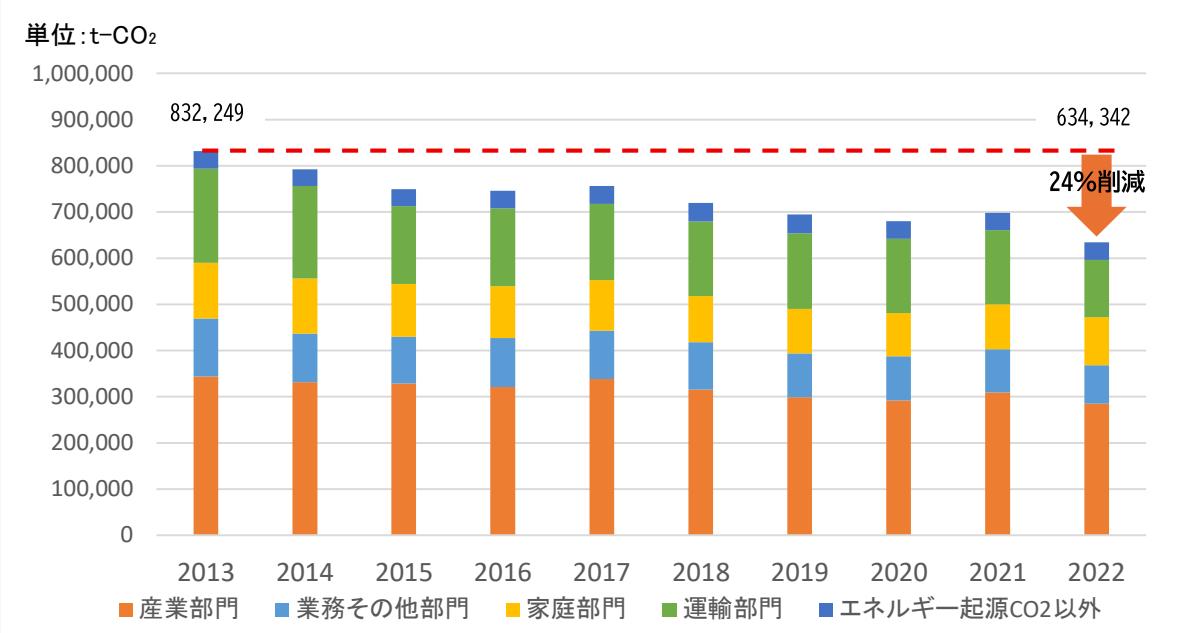


図 2-21 中津川市における温室効果ガス排出量の推移

⁵ 国の統計及び算定マニュアルが変更になったことから、「中津川市地域脱炭素ロードマップ」より数値が変化しています。

② 行政における温室効果ガス排出量の現状と課題

基準年度である平成 30(2018) 年度の行政の温室効果ガス排出量は 19,780t-CO₂ です。令和 7(2025) 年度の目標値は 18,395t-CO₂ ですが、令和 5(2023) 年度の排出量は 19,444 万 t-CO₂ であり、1.7% の削減に留まっています。

本市では公共施設の太陽光発電の設置を中心に、小水力発電、木質バイオマス設備、廃棄物発電、蓄電池、燃料電池など様々な再生可能エネルギー設備を導入してきましたが、近年は新たな導入はほとんどありません。指標である「再生可能エネルギーを導入した公共施設数」は、基準年度である平成 26(2014) 年度時点では延べ 20 施設でしたが、現在は延べ 27 施設となっており、目標の延べ 30 施設まではあと 3 施設となっています。



図 2-22 本市公共施設の太陽光発電導入事例



図 2-23 本市公共施設の薪ストーブ導入事例

Column

脱炭素社会の実現に向けた連携協定による取組

本市では、市と事業者が協働で脱炭素の取組を進めるため、中津川市商工会議所、中津川北商工会、中部電力ミライズ株式会社、中津川市の4者で「脱炭素社会の実現に向けた共創推進に関する連携協定」を結びました。

具体的な連携内容としては、再エネの利活用、事業所における太陽光発電設備の導入、EV 充電器導入等のインフラ整備、地域のレジリエンス強化、環境意識の向上や行動変容に係る教育・啓発が挙げられます。

協定に基づき、道の駅などへの EV 充電スタンドの設置や、工業団地における太陽光発電の積極的な導入が進んでいます。



図 2-24 EV 充電スタンドの導入

4

生活環境に関する現況と課題

(1) 国の動向

我が国では、昭和30～40年代に四大公害をはじめとする公害問題が発生し、環境の逸失によって人々の生活に深刻な被害をもたらしました。この経験は、私たちに経済の発展だけではなく環境汚染を防止することの重要性を深く植え付けるものであり、第六次環境基本計画の「環境・経済・社会の統合的向上」という基本方針や、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質の実現」という最上位目標にも受け継がれています。

第六次環境基本計画では、「地球における3つの危機」として、「気候変動」「生物多様性の損失」と並んで「汚染」を挙げ、「水・大気・土壤の環境保全、環境リスクの管理」を個別分野の一つとしています。一方、現在の生活環境における課題は、かつての大規模・産業型公害から都市型・生活環境型の公害へと変化しています。

大気汚染については、従来の硫黄酸化物や窒素酸化物による汚染対策に加え、微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダントなどの新たな汚染物質への対応と、気候変動対策との統合的な取組が求められるようになりました。水質汚濁については、工場排水対策から生活排水等の汚染対策へとその重点が移行しています。騒音・振動については、工場や建設作業によるものから道路交通等による環境騒音、さらには風力発電施設の低周波音など新たな課題が発生しています。悪臭についても、工場等の事業活動によるものから、生活環境での悪臭等に移行しています。

第六次環境基本計画は、四大公害等の歴史的教訓を活かし、生活環境保全を単なる公害防止から、「国民のウェルビーイング向上と経済発展を両立させる新たな成長モデル」の中核に位置づけ、2030年を目標とした集中的な取組による持続可能な社会の構築を目指しています。

(2) 岐阜県の動向

岐阜県は、令和3（2021）年3月「第6次岐阜県環境基本計画」において、「安全・安心な生活環境の確保」を基本施策の一つとして位置付け、「水及び土壤の汚染防止」と「大気環境の保全」の2つの取組を掲げています。

水環境の保全対策としては、水質汚濁防止法に基づき公共用水域及び地下水の水質測定を行い、環境基準の達成状況の把握に努めるほか、污水処理施設の整備の推進、GAP農業の推進と農薬・化学肥料の適正使用の推進、適切な間伐による森林の水源涵養機能の向上、土壤汚染及び地盤沈下の防止が挙げられます。

大気環境の保全としては、大気汚染の監視体制の充実や工場等に対する適正指導の実施、光化学オキシダント濃度提言の取組の実施、アスベストの飛散防止措置に係る監視指導の実施、その他騒音・振動の防止、畜産経営に由来する悪臭対策等の取組を掲げています。

(3) 市の現状及び課題

本市では、良好な生活環境を保全するため、大気質、水質、騒音・振動・悪臭等に関する継続的な監視測定を行っています。また、市民の公害苦情等について適切に対応し、不適正な事業所等については指導を行っています。

また、これらの取組の結果を毎年「中津川市の環境」で公表しています。令和5（2023）年度の測定結果及び課題は下記のとおりです。

① 大気環境の現状

本市では、岐阜県が設置する中津川測定局において、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質(PM_{2.5})、微小粒子状物質、光化学オキシダントの常時監視を実施しています。

令和5（2023）年度は、光化学オキシダントを除く5項目で環境基準を達成していました。光化学オキシダントについては環境基準の達成には至っていないものの、県内をはじめ全国的にも環境基準を達成できていない項目です。

② 水環境の現状

本市では、市内の主要河川において定期的な水質調査を実施しています。

令和5（2023）年度の測定結果では、人の健康保護に関する環境基準（健康項目）については、すべての調査地点で環境基準に適合していますが、生活環境の保全に関する環境基準では、一部達成できおらず、環境基準適合率は82.5%となっています。

河川のきれいさを観測する水生生物調査では、多くの地点で「きれいな水」と評価されました。

河川の水質汚濁の主な原因は、工場等からの産業系排水と一般家庭からの生活系排水です。産業系排水については、水質汚濁防止法等の規制や指導により改善が図られていますが、生活系排水対策として下水道や合併処理浄化槽の整備促進が重要な課題となっています。

地下水については、年々環境基準を下回る井戸が増加し、令和5（2023）年度をもって調査を終了しました。

土壤環境については、「中津川市埋立て等の規制に関する条例」に基づき、有害廃棄物等が混入した土砂等による不適正な埋立てを禁止し、生活環境の保全と安全確保を図っています。

③ 騒音・振動・悪臭の現状

令和5（2023）年度の騒音測定では、一般地域（道路に面する地域以外）の3地点すべてで環境基準を達成しています。道路交通騒音については、面的評価により昼夜基準値以下となっている戸数が97.1%となっています。

法令等により、騒音・振動に係る特定の施設を持つ工場等は特定工場として届け出が義務付けられており、市環境保全条例等に基づく指導を実施しています。

悪臭に関しては、市全域が規制地域に指定されています。畜産経営や工場・事業所からの悪臭について、適切な指導を行っています。

④ 公害苦情の状況

令和5（2023）年度に受け付けた公害苦情件数は85件でした。内訳としては、野外焼却を含む大気汚染の苦情が24件と最も多く、次いで水質汚濁8件、騒音9件となっています。典型7公害以外では、廃棄物投棄が18件、その他の苦情が17件となっています。

野外焼却に関する苦情は、違法焼却だけでなく農作業に伴う焼却についても寄せられており、地域間コミュニケーションの希薄化を遠因とするものが大半を占めていると考えられます。

⑤ 悪臭対策の推進

畜産業由来の悪臭については、たい肥化処理施設の老朽化による家畜排せつ物の処理が課題となっています。新たな肥化処理施設の整備や、家畜排せつ物のバイオマス利用等により、悪臭発生の抑制と資源の有効活用を図る取組が期待されます。

⑥ リニア中央新幹線関連の環境対策

リニア中央新幹線の工事によって、大気環境、水環境などへの影響や騒音・振動等の公害苦情が懸念されています。JR東海や関連事業者とコミュニケーションを図りながら対応していくことが求められます。

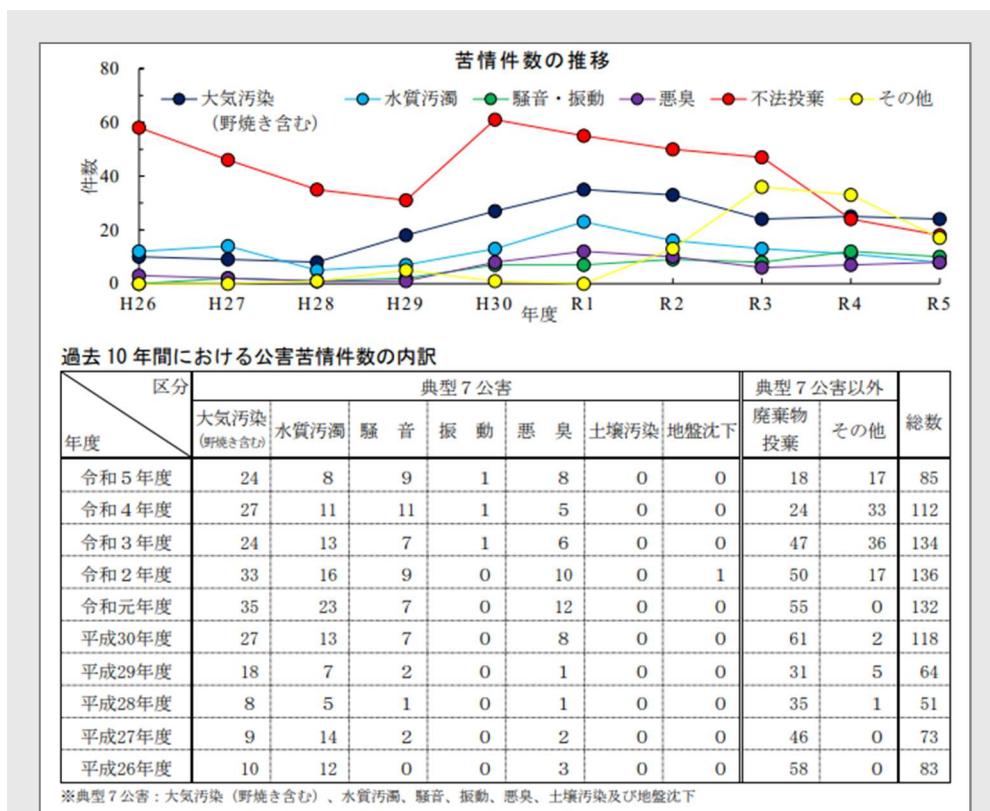


図 2-25 公害苦情の件数の推移
(出典：中津川市の環境 令和6年度版（令和5年度実績))



Column

環境問題と私たちの暮らし

私たちの生活は、目に見えない環境汚染の脅威と常に隣り合わせの関係にあります。過去から現在に至るまで、環境問題は姿を変えながら人々の健康と暮らしに深刻な被害をもたらし続けています。

◎ 「公害」という教訓

昭和30年代から40年代にかけて、日本は高度経済成長の裏で深刻な公害問題に直面しました。「四大公害」に代表される公害問題は、経済発展を優先し環境への配慮を怠った結果として引き起こされた問題であり、我が国が経済活動だけでなく環境問題にも配慮しなければならないと気付くきっかけとなりました。

これらの公害病では人間よりも先に動植物が被害を受けたことも特徴的でした。例えば「イタイイタイ病」は、企業からの有害物質が食物連鎖を通じて濃縮され、魚介類を摂取した地域住民に健康被害が広がったのです。はじめに生物がその影響を受け、やがて人間に影響をもたらす頃には取り返しがつかないことになっているという環境問題特有の構図は、私たちが忘れてはならない教訓の一つです。

◎ 地球温暖化という新たな脅威

近年、環境問題の焦点は地域的な公害から地球規模の温暖化問題へと移行しています。

産業革命以降、化石燃料の使用が増え、その結果、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇したことにより、地球の平均気温が上昇するようになりました。

2023年の世界の平均気温は、産業革命前より 1.45°C ($\pm 0.12^{\circ}\text{C}$) 上昇し、観測史上最高となっています。このまま何もしなかった場合、東京の真夏日は21世紀末には年間約103日、1年の3割近くが真夏日となると言われています。

◎ 私たちへの生活への影響

地球温暖化は異常気象を引き起こし、私たちの生活に大きな影響を及ぼします。

猛暑による熱中症の増加、家畜や農作物への被害、また相次ぐ強い台風の襲来や地域的な大雨、洪水などが多発しています。特に農林畜産業への影響は深刻で、世界的な食糧不足を招くといわれています。その他、生態系への影響による新たな感染症リスク、海面上昇や海水の膨張による沿岸住環境へのリスク等。様々な影響があります。

地球温暖化の原因は、熱や電力を大量に消費する、現在の私たちの経済活動にあります。将来的なリスクが存在する以上、私たちは最悪のシナリオを回避する必要があります。

◎ 未来への対策とウェルビーイング

国の「第六次環境基本計画」では、「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらす「新たな成長」という方針のもと、環境・経済・社会の統合的向上を目指すとしています。これは、四大公害病の教訓を活かし、経済の活性化だけでなく、環境保全に取り組むことで、経済的・社会的損失のリスクを回避し、人々がより良い暮らしをするための方針です。

公害も、地球温暖化問題も、人間の経済活動が環境に与える影響という点で共通しています。私たち一人ひとりが環境問題を「自分ごと」として捉え、持続可能な社会の実現に向けて行動することが、将来世代への責任であり、健康で安全な暮らしを守る鍵となるのです。

5

環境保全に向けた人づくりに関する現況と課題

(1) 国の動向

環境保全に向けた人づくりについては、環境教育・環境学習の推進、環境保全活動を担う人材の育成、多様な主体による協働・パートナーシップの推進といった幅広い取組が求められています。

国際的な目標持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けては、持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）の推進が重要視されており、環境教育もその中核的な役割を担うものとして位置づけられています。特に、2020年から2030年におけるESDの国際的な実施枠組みである「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」では、パートナーシップとコラボレーションの重要性が強調されています。

我が国においては、平成23（2011）年に制定された環境教育等促進法⁶により、環境教育・環境学習の推進や協働取組の促進が法的に位置づけられました。同法では、持続可能な社会の構築に向けて、国民、民間団体等、国、地方公共団体が対等な立場において相互に協力して取り組む協働の重要性が明確化され、環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育及び協働取組の推進に関する基本的な方針が策定されています。

第六次環境基本計画においては、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング/高い生活の質」の実現を最上位の目標として掲げ、環境政策を起点として様々な経済・社会的課題を統合的に解決していくことをミッションとしています。そして、持続可能な社会の実現に向けて、政府、市場、国民が相互作用し、共進化していく必要性が強調されており、地方公共団体、国民、企業、NPO等の多様な主体がそれぞれの立場で協働し取り組んでいくことが期待されています。

(2) 岐阜県の動向

令和3（2021）年3月に策定された「第6次岐阜県環境基本計画」では、基本施策5に「未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容」を掲げ、多様な主体間の連携づくりを掲げています。

また、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用し、森林環境教育や木育の推進、環境保全活動を担う人材の育成、県民・事業者・行政の協働による森林づくり活動等、環境教育の推進と県民参加による環境保全活動の促進につながる取組を支援しています。そのほか、「ぎふ木育30年ビジョン」に基づき、豊かな自然を背景とした「森と木からの学び」による木育が県全体で推進されており、「ぎふ木遊館」や「森林総合教育センター（morinos）」を拠点とした多世代にわたる環境教育・環境学習の推進が図られています。

「生物多様性ぎふ戦略2023-2030」では、2030年までのネイチャーポジティブの実現に向けた生物多様性の保全と持続可能な利用に関する教育・普及啓発の推進とともに、多様な主体の連携・協働による取組の促進が図られています。

⁶ 正式名称「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成二十三年法律第六十七号）」

(3) 市の現状及び課題

中津川市では、豊かな森林と清流を活用した環境教育・環境学習を推進するとともに、市民・事業者・行政の協働による環境保全活動の推進に取り組んでいます。

① 環境教育・環境学習の推進

本市では、水生生物調査（カワゲラウォッチング）が県内で最も活発に実施されており、ほぼ全小学校で4年生を対象に実施されています。また、「なかつがわ 森の木遊館」を拠点とした森林・木育プログラムの実施により、幼少期から木に親しむ機会を提供しています。

森林環境教育については、森林環境譲与税を活用し、小学4年生を対象とした山の授業や木材使用授業を実施しています。岐阜県立森林文化アカデミーとの連携協定に基づき、市内の子どもたちへの木製記念品の贈呈、中学校の技術科における市内産材の活用、森林・林業関係団体が実施する森林教育への講師派遣等の取組を推進しています。

環境センター、下水センター、汚泥処理センター、鉱物博物館、子ども科学館といった市内の各種施設を活用した環境学習の機会提供や、環境に関する出前講座の実施により、多様な主体による環境教育・環境学習の推進を図っています。

② 協働・パートナーシップの推進

地域の環境保全活動については、市民団体、事業者、学識者等と協働した環境教育・環境学習・環境施策の実施を推進しています。住民一斉清掃活動における特定外来生物（オオキンケイギク等）の駆除実施や、農畜連携による地域内資源循環システムの構築など、多様な主体の連携による取組が展開されています。

環境活動を行う市民団体や事業者等への支援を通じて、市民団体・事業者等に係るパートナーシップの醸成を図るとともに、計画立案時等における市民・市民団体・事業者の参画を促進しています。

③ 情報発信・広報活動

市内の環境取組等に関する広報・PR・情報提供の実施や、環境に係るイベントの実施により、市民の環境保全に対する意識向上と参画促進を図っています。



Column

水生生物調査（カワゲラウォッキング）とは

◎ 「水生生物調査」とは

「水生生物調査」とは、川に住んでいる生き物から水のきれいさを見極める、学術的にも認められた調査方法のことです。

やることは簡単で、川に入って石をひっくり返したり、水草をかき分けたりして、そこに住んでいる虫や小さな生き物を探します。見つけた生き物の種類を調べることによって、川のきれいさを判断します。生き物にはそれぞれ「好みの環境」があり、きれいな水が大好きな生き物もいれば、汚れた水を好む生き物もあり、川のきれいさを知る指標となるのです。

◎ 川のきれいさを教えてくれる生物（指標生物）

水のきれいさの基準となる生き物のことを「指標生物」といいます。

指標生物には次のようなものがいます。

きれいな水	ややきれいな水	きたない水	とてもきたない水
・カワゲラ ・カゲロウ ・トビケラ	・コオニヤンマ ・ヒラタドロムシ	・ミズムシ ・ユスリカ	・エラミミズ ・セスジユスリカ

◎ カワゲラウォッキング

岐阜県では、この水生生物調査を「カワゲラウォッキング」という名前で呼び、県内各地での実施を呼びかけています。中津川市は岐阜県内で最も活発にカワゲラウォッキングを行つており、令和5（2023）年度は市内小学校のうち14校で環境学習のひとつとして実施されました。

河川名	調査場所	学校名	きれいさ
中津川	市役所横	西小 南小	きれい
四ツ目川	昭和橋付近	東小	きれい
狩宿川	神明神社前	苗木小	ややきれい
落合川	落合中学校横	落合小	きれい
阿木川	新阿木橋	阿木小	きれい
湯舟沢川	クアリゾート横	神坂小	きれい
川上川	坂下小学校横	坂下小	きれい
	川上総合事務所付近	川上小	きれい
加子母川	福崎公園付近	加子母小	きれい
付知川	道の駅花街道横	付知南小	きれい
	付知グラウンド付近	付知北小	きれい
	田瀬区民会館付近	福岡小	きれい
和田川	蛭川小学校付近	蛭川小	きれい

清流と触れ合い、楽しみながら中津川の環境を知ることができる取組として、今後もカワゲラウォッキングを継続していきます。

03

第3章 基本施策

1

計画の施策体系

本計画における施策体系は、計画の根幹をなす「5つの柱」と、施策の基本的な方向性を示す「基本方針」、そして「個別施策」で構成されています。

個別の施策・取組については国・県等の動向、市域における社会情勢や環境気運の高まり等によって流動的に変化しうるものであることから、本計画ではあくまで個別施策の方向性までを設定するものとし、具体的な施策・取組の内容については、その時々の状況を踏まえ、流動的に設定するものとします。



図 3-1 第四次中津川市環境基本計画 「5つの柱」と「基本方針」

2

自然共生：豊かな森林、清流、田園風景を守る

中津川市は、自然環境を財産とするまちです。市域には良質なヒノキ素材を誇る「東濃桧」をはじめとした森林資源、木曽川を源流とする清らかな河川、中山間地域に広がる美しい田園風景が存在し、これらは市民の暮らしと地域の産業を支える重要な基盤となっています。

しかしながら、近年は森林の適正管理や農林業従事者の高齢化、生物多様性の維持、特定外来生物や有害鳥獣の増加など、自然環境を取り巻く課題が顕在化しています。気候変動の影響による自然災害の頻発化、里地里山の管理不足による生態系への影響も懸念されており、持続可能な自然共生社会の構築に向けた取組が急務となっています。

本市では、2050年ゼロカーボンシティの実現とあわせて、豊かな森林・清流・田園風景を次世代に継承していくため、森林の公益的機能の発揮、持続可能な農林業の推進、生物多様性の保全を三本柱とした自然共生施策を推進します。これらの取組により、「森と清流、未来へつなぐなかがわ」の実現を目指し、環境・経済・社会の統合的発展を図ります。

特に、中津川市林業振興ビジョンに掲げる「豊かで恵みある森林を次世代へ」の理念と、中津川市農業振興ビジョンの「『STOP！NO業』～持続的農業のための、農村環境づくり～」の方針を環境施策に反映し、自然環境の保全と地域産業の振興を両立させる取組を積極的に推進していきます。

（1）森林・清流の保全

森林は、水源の涵養、土砂災害防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、生物多様性の保全など、多面的な公益的機能を有しており、市民生活の安全・安心の基盤として重要な役割を果たしています。本市では、中津川市林業振興ビジョンに基づき、森林の特性や条件に応じた適切な森林整備を進め、健全で豊かな森林づくりを推進します。

① 健全で豊かな森林づくり

個別施策の方向性	概要
森林の適正施業	森林を健全に保ち、多面的な公益的機能を高度に発揮させるため、森林の特性に応じた適正な施業を推進します。 間伐を積極的に推進し、森林の健全性を維持するとともに、木材生産と環境保全のバランスを図ります。木材生産を重視する森林では効率的な施業体系を確立し、環境保全を重視する森林では生物多様性や景観に配慮した管理を行います。 また、森林經營管理制度を活用し、適切に管理されていない森林について林業經營体につなぐ仕組みを構築します。
病虫害対策・有害鳥獣対策	マツクイムシやカシノナガキクイムシなどの被害情報の収集と拡大防止に努めます。 シカ、クマなど有害鳥獣による森林被害についても、農業関係者と連携した対策を進めます。

② 持続可能な林業・木材産業の実施

個別施策の方向性	概要
林業における担い手の確保	「中津川市森の担い手育成構想」に基づき、意欲と能力のある林業経営者の支援、自伐型林業の支援、岐阜県立森林文化アカデミーとの連携による学生の就業支援、森林環境譲与税を活用した次世代への森林環境教育などを通じて、幅広い林業の担い手確保と後継者育成を推進します。
地域ブランドを活かした木材利用の推進	地域ブランドである「東濃桧」を活かした木材利用を推進し、林業・木材産業の振興を図ります。 また、地域産の木材利用が脱炭素社会の実現に貢献することを広くPRし、市民の森林への関心を高めることで、脱炭素と木材利用による産業振興の両方の課題解決につなげます。
スマート林業の推進	林業における労働負荷の軽減と生産性向上のため、スマート林業や林業のDX化を推進します。ICT技術を活用した森林資源管理、ドローンによる森林調査、自動化機械による作業効率化などの先進技術の普及を図り、若年層の就業促進と林業経営の安定化を目指します。
J-クレジット、G-クレジットの創出拡大	J-クレジット制度やG-クレジット制度の活用を推進します。森林によるCO ₂ 吸収量のクレジット化を通じて、森林整備の資金調達を支援します。これにより、森林経営の経済的持続可能性を高めるとともに、地球温暖化対策への貢献を図ります。 また、市内企業との連携を図り、J-クレジット・G-クレジットの創出拡大と市内企業への優先販売システムを構築し、地域内での環境価値の循環を促進します。

③ 林産物の域内利用の推進

個別施策の方向性	概要
公共建築物等への木材利用の推進	「木材利用促進法 ⁷ 」に基づき、建築物の木造化・木質化を積極的に推進します。特に学校、公民館、庁舎などの公共施設において、地域産材の利用を優先します。また、建築物木材利用促進協定制度を活用し、民間事業者との連携による木材利用拡大を図ります。
間伐材の有効利用の推進	薪ストーブや木質バイオマスボイラーを普及させ、バイオマス燃料として間伐材の域内利用を促進します。その他、緑化資材や建築資材としての間伐材利用についても推進します。 剪定枝や未利用材についても地域内循環利用システムを構築し、廃棄物の削減と資源の有効活用を同時に実現します。

⁷ 正式名称「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）」

(2) 農業・畜産業の振興

本市の農業は、標高 300～790m の中山間地域において、水稻を中心に野菜、果樹、花き、畜産が営まれています。「美濃コシヒカリ」「夏秋トマト」「栗」「飛驒牛」など高品質な農畜産物を生産していますが、従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加等の課題に直面しています。

中津川市農業振興ビジョンに基づき、持続可能な農業経営の確立と農村環境の保全を推進することで、本市の豊かな自然風景の一つである田園都市を守りつなげていきます。

① 農地の確保と有効利用の推進

個別施策の方向性	概要
農地の確保と有効利用	人・農地プランの実質化により、地域の話し合いを通じて農地の利用の仕方を決定し、担い手への農地集積・集約を進めます。農地中間管理機構を活用し、まとまった形での農地利用集積を促進することで、効率的な営農体制の構築を支援します。 耕作放棄地については、再生可能な農地の復旧・活用を優先し、復旧困難な農地については適正管理を促します。復旧・活用が困難な耕作放棄地については、地域貢献型の太陽光発電設備を適正に設置することにより、農村地域での再生可能エネルギー導入を図る一方、優良農地の保全を最優先とします。

② 持続可能な農業の実施

個別施策の方向性	概要
農業における担い手の確保	担い手の確保・育成のため、新規就農者支援制度の充実を図ります。就農相談から定着まで一貫した支援体制を構築し、県や JA 等の関係機関と連携して就農者の経営安定を支援します。また、集落営農の法人化を推進し、地域ぐるみで農業継続体制を強化します。
スマート農業の推進	ドローンの導入や ICT の活用といったスマート農業技術の導入を支援し、生産効率・所得率の向上と、若年層の取り込みにつなげます。
環境配慮型農業の推進	環境配慮型農業の推進として、「ぎふ清流 GAP」の普及促進により、安全で高品質な農産物の生産を支援します。化学肥料や農薬の使用量削減、有機農業の拡大、土壤診断に基づく適正施肥の推進により、環境負荷の少ない農業生産を実現します。
農業分野におけるカーボンニュートラルの推進	みどりの食料システム戦略に基づき、2050 年までの農業分野でのカーボンニュートラル実現に向けた取組を推進します。田んぼの中干し期間延長によるメタンガス削減、堆肥利用による化学肥料削減、省エネ設備の導入などを支援し、農業分野からの温室効果ガス削減を図ります。

③ 畜産業の振興

個別施策の方向性	概要
畜産業の振興と環境負荷の軽減	<p>高品質な飛騨牛の生産拡大のため、安定した畜産業経営の基盤を確保するほか、地域の家畜衛生管理体制の維持・強化を図ります。</p> <p>また、畜産業の環境負荷軽減のため、家畜排せつ物の適正処理と堆肥としての有効活用を推進します。農畜連携による有機資源の地域内循環システムの構築によって化学肥料の使用削減と土壤改良を同時に実現します。</p> <p>また、畜産業から発生するメタンガスの削減技術の導入を支援し、畜産業の脱炭素化を推進する他、スマート畜産業についても推進します。</p>

④ 田園風景と調和した景観の形成

個別施策の方向性	概要
田園風景と調和した景観の形成と活用	中津川市景観計画などに基づき、農村景観をはじめとする良好な景観を保全します。無秩序な開発の抑制、調和のとれた建築物の誘導、農地転用の適正な運用により、田園風景と調和した土地利用を推進します。
観光資源としての田園風景の活用	観光資源としての田園風景の活用を図ります。農業体験プログラムの充実、農家民宿の推進、地域の農産物を活用した特産品開発等により、農業と観光の連携による地域活性化を推進します。美しい農村景観の保全と活用により、都市住民との交流促進と農業の多面的価値の向上を図ります。

⑤ 地産地消の推進

個別施策の方向性	概要
食農教育の実践	安全・安心な地元農産物の消費拡大を図るため、学校給食への地元産食材の供給を促進し、地域農業への理解を深めます。食農教育活動を推進し、次世代への農業理解の促進を図ります。
農作物の販路拡大と付加価値化の推進	農産物直売所や道の駅での固定販売、ファーマーズマーケットの開催、市外イベントでの出店販売を支援、販路拡大を図ります。 農産物の加工・販売まで一貫した取組を支援し、6次産業化を支援することによって、農産物の付加価値向上を図ります。また、「ぎふ清流GAP」の認証取得により、高品質で安全な農産物のブランド化を推進します。
地産地消システムの構築	地元農産物の認知度向上、消費者ニーズに対応した生産体制の整備、流通システムの効率化により、持続可能な地産地消システムを構築し、輸送に伴うCO ₂ 排出量を削減します。

(3) 生物多様性の維持と自然共生

生物多様性は、生態系の安定性を支える基盤であり、人類の生存にとって不可欠な要素です。本市には、シデコブシ、ハナノキ、ヒトツバタゴなどの希少植物をはじめ、多様な野生動植物が生息・生育しています。これらの貴重な自然環境を保全し、次世代に継承するとともに、人と自然が共生する持続可能な社会の構築を目指します。

① 希少動植物・天然記念物等の保護

個別施策の方向性	概要
希少植物の生育地の保護	本市の代表的な希少植物であるシデコブシ、ハナノキ、ヒトツバタゴについて、生育地の保護と個体数の維持・増加を図ります。 市民団体等との協働によって定期的な生育状況調査を実施し、生育環境の変化や脅威要因を把握するとともに、適切な保全管理を行います。また、保護活動への市民参加を促進し、希少植物保護の意識向上を図ります。
天然記念物等の適切な保護	天然記念物や絶滅危惧種について、文化財保護法や種の保存法等に基づく適切な保護措置を講じます。
生物多様性への理解	希少動植物の保護活動を通じた環境教育の推進により、市民の生物多様性への理解を深めます。観察会や保護活動への参加機会を提供し、特に次世代を担う子どもたちへの環境教育を重点的に実施します。

② 生物多様性の維持・調査

個別施策の方向性	概要
生物多様性調査の実施	市内の生物多様性を保全するため、大学や研究機関と連携し、生物多様性調査を実施します。特に、科学的根拠に基づく生物多様性の現状評価を行い、特に、気候変動による生物分布の変化、外来種の侵入状況、生息地の分断化などの影響評価について検討します。 また、市民参加型の生物調査やモニタリング調査を実施し、市民の生物多様性への関心と理解を深めます。

Column

中津川市の希少動植物・天然記念物

中津川市には、69件もの天然記念物があります。(国指定:4件、県指定:14件、市指定51件)歴史に根差した有形・無形文化財・史跡や、雄大な自然の姿である名勝とともに、私たちが守り、将来につないでいくべき財産です。



岩屋堂のシデコブシ群生地



シデコブシ



ヒツバタゴ自生地



坂本のハナノキ



恵那神社の夫婦スギ



加子母のスギ

③ 自然環境の保全・創出に向けた取組の支援

個別施策の方向性	概要
ネイチャーポジティブの達成に向けた活動の支援	ネイチャーポジティブの達成に向け、令和6（2024）年に施行された「生物多様性増進活動促進法」に基づく自然共生サイト認定制度（詳細は下記コラムを参照）を活用し、自然共生サイトの認定取得や、自然共生サイトの認定に向けた市民・事業者・市民団体等による取組の認定取得を積極的に支援します。認定を受けた自然共生サイトについては、国による支援措置（税制優遇、交付金、技術的助言等）を活用しながら、継続的な保全活動を推進します。特に、企業のネイチャーポジティブ経営の促進、大学の研究フィールドとしての活用、NPOによる自然保护活動の拡充などを通じて、多様な主体による生物多様性保全のネットワークを構築します。
ビオトープ創出の支援	都市部・農村部におけるビオトープの創出により、生物の生息・生育空間の拡大と生態系ネットワークの形成を図ります。学校・幼稚園・保育園等でのビオトープの整備支援、公園や緑地でのビオトープゾーンの設置、企業敷地内でのビオトープ創出支援などにより、身近な自然環境の創出を推進し、これらの取組についても自然共生サイト認定の対象として検討を進めます。

④ 特定外来生物対策（オオキンケイギク、アレチウリ等）

個別施策の方向性	概要
特定外来生物の対策	オオキンケイギク、アレチウリなどの特定外来生物について、地域ぐるみによる分布調査及び駆除活動を実施し、拡散防止と個体数削減を図ります。



Column

自然共生サイトの可能性

今、身近な緑地が地球規模の環境保護に貢献する画期的な制度が注目を集めています。それが「自然共生サイト」認定制度です。

環境省は、「30by30目標」の達成に向け、2023年度から、民間の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する制度を開始しました。現在、全国で300か所以上が認定されています。認定区域は柔軟で、大規模な自然林だけでなく、学校のビオトープ、企業緑地、寺社の森など多様な場所が対象となるのが特徴的です。

身の回りにある小さな自然を地球環境を守る重要な拠点とするため、積極的な「自然共生サイト」への認定が期待されています。



図 3-2 自然共生サイトの取組（事例）
(出典：リコーえなの森（株式会社リコー）)

⑤ 有害鳥獣対策

個別施策の方向性	概要
有害鳥獣対策の実施	ニホンジカ、イノシシ等による農林業被害の軽減のため、農業・林業関係者の双方が連携して対策に取り組みます。猟友会と連携し、適切な個体数管理と被害防止対策を実施します。
捕獲した有害鳥獣の有効利用	ジビエ料理の普及・活用により、有害鳥獣対策と地域振興を両立させた取組について検討し、持続可能な野生動物管理システムの構築を目指します。

⑥ エコツーリズムの実施

個別施策の方向性	概要
自然を活用したエコツーリズムの推進	豊かな自然環境を活用したエコツーリズムの推進により、自然保護と地域振興の両立を図ります。希少植物の観察ツアー、野鳥観察会、昆虫観察会などの自然体験プログラムの充実により、市民や観光客の自然への理解を深めます。 エコツーリズムの実施にあたっては、自然環境への負荷を最小限に抑える持続可能な観光を基本とします。地域住民が主体となったエコツーリズムの運営体制により、自然環境への影響の確認、ガイドの育成等、質の高いエコツーリズムを提供するとともに、観光による環境への負荷を軽減します。

3

循環経済：大量消費社会から循環経済社会へ

(施策等は「一般廃棄物処理基本計画(令和6年9月見直し)」より引用)

中津川市は、豊かな自然環境に恵まれる一方で、現代社会特有の大量生産・大量消費・大量廃棄という線形経済（リニアエコノミー）から、資源を循環させながら持続的に利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換が求められています。

本市は、人口減少が進む中でも市民一人当たりのごみ排出量は依然として県平均よりも多い傾向にあり、資源の有効利用が課題です。最終処分場の延命化、処理費用の削減など多くの課題に直面しており、プラスチック資源循環促進法の施行、食品ロス削減推進法に基づく取組強化、気候変動対策との連携など、新たな法制度や社会情勢への対応も急務となっています。

こうした状況を踏まえ、本市では「中津川市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、従来の廃棄物処理の概念を超えて、資源の地域内循環システムの構築、市民・事業者・行政の協働による持続可能な資源利用の実現を目指しています。

また、循環経済の推進は、単なる環境負荷の軽減にとどまらず、新たな産業創出や雇用機会の拡大、地域経済の活性化にもつながる重要な施策と位置付けています。間伐材・剪定枝の地域内循環利用システム構築、農畜連携による有機資源の活用、下水道汚泥からのリン回収など、地域の特性を活かした資源循環の取組を通じて、環境と経済の好循環を創出し、持続可能な地域社会の実現を図ります。

(1) ゴミ減量化の推進

廃棄物の適正処理の前提として、発生抑制（リデュース）を最優先とする取組を推進します。市民一人ひとりの意識改革と行動変容を促進し、ごみの発生そのものを削減することで、環境負荷の軽減と処理費用の削減を同時に実現します。

① 生活系ごみの減量に資する取組

個別施策の方向性	概要
環境に配慮した行動等の意識向上及び周知・啓発	不要なものは買わない、物は大切に長く使う、リユース品の積極利用等のライフスタイルの普及と定着を図ります。 「住みよい環境づくり推進員」と連携して地域内でのごみ減量と資源化促進に対する意識の醸成を図ります。 広報なかつがわ、市ホームページのほか、チラシやパンフレット、回覧板など多様な方法により広報・啓発活動を進めます。 出前講座と学習プログラムの充実を図り、大人から子供まで全ての世代に向けたごみ減量啓発を行います。
市民参加によるごみ減量に向けた検討	「ごみ減量検討市民会議」から提言を受けたごみ減量化に向けた施策について検討し、その効果を検証します。
木箱（段ボール）コンポストの普及啓発	学校、事業所、地域コミュニティなどと連携して啓発活動を行うことにより、世代を超えた環境教育と意識啓発の輪を広げ、市全体でのごみ減量文化の醸成を目指します。

個別施策の方向性	概要
生ごみ水切り等の情報提供の充実	燃えるごみに含まれる水分は、その大半が生ごみに含まれているものであるため、ペットボトルの先端部分や牛乳パックなどを用いた生ごみの水切り（絞り方）の方法や、ティーバッグや茶がらを乾かす方法などを情報提供するとともに、家庭でできる簡単な水切りの方法の募集し、優秀なアイデアについては市ホームページ等で広く公開します。
食品ロスの実態調査、食品ロス削減レシピの発信	家庭での食品ロスの実態調査を実施し、市民に啓発します。厚剥きにされた皮や脂身など、これまで食べられるのに捨てられてきた食材の部位を使った「もったいないクッキング」のレシピの募集や、食品ロスを削減するためのレシピを情報発信し、食品ロス削減運動の普及促進を図ります。
食品等の期限表示の理解の促進	賞味期限（おいしく食べることができる期限）と、消費期限（期限を過ぎたら食べない方が良い年月日）の違いについて情報を提供するとともに、消費期限内でも賞味期限切れとして廃棄されている食品の削減を図ります。
ごみ出しマナーの向上の啓発	ごみ出しマナーの悪いごみステーションに対して、地域や管理者に対して分別の徹底等の啓発を行います。市内の大学や事業所、不動産（管理）会社等と連携して、ごみ分別徹底とごみ減量、リサイクル推進の周知を図ります。外国の方にもごみ分別ルールとごみ減量、リサイクルの情報が伝わるように、関係団体、大学生や市民ボランティア等と連携し、多言語に対応した様々な外国人向けパンフレットの作成・配布などにより周知を図ります。

② 事業系ごみの減量に資する取組

個別施策の方向性	概要
排出事業者に対する発生抑制の啓発	排出事業者に対して、廃棄物の発生抑制を啓発します。また、廃棄物の適正処理と分別の徹底を指導します。
許可業者と協働した適正処理の推進	収集運搬許可業者と協働して排出事業者にごみ減量化、リサイクル推進に係る意識の向上を図ります。
料金体系の見直し	社会経済情勢等を考慮してごみ処理料金の見直しを検討します。
ごみ減量に関する計画書の提出	大量に排出する事業者に対し、ごみ減量に関する計画書の提出を求め、計画管理を行います。
ごみの減量化に積極的に取り組んでいる事業所の紹介	環境に優しい優良事業所の表彰や認定制度（店頭に貼るステッカーの配布等）の導入を検討するとともに、積極的にごみ減量化等に取り組んでいる事業所について、その成果等を市ホームページや広報誌等で紹介します。

(2) 4Rの推進

循環型社会の実現に向け、4R（リデュース（発生抑制）、リフューズ（発生回避）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化））を優先順位に従って総合的に推進します。特に、プラスチック資源循環促進法への対応や新たな資源化技術の導入により、循環利用率の向上を図ります。

① 生活系ごみの4Rに資する取組

個別施策の方向性	概要
ごみアプリ（ごみの分別支援アプリ）の導入・配信	燃えるごみや資源ごみ等の分別方法を単語ベースで検索できる機能や、収集日程カレンダー機能を備えたスマートフォン用ごみ分別アプリの導入及び配信を検討します。また、本市では外国人登録人口が増加傾向にあることから、多文化共生の観点からも、多言語に対応したごみ分別アプリの導入及び配信を検討する必要があります。
学習教材用データの提供	教育委員会や学校関係者に対し、廃棄物処理等の環境学習に用いるための資料等を提供します。
環境教育・環境学習の機会提供	現在、環境センターで実施している小学4年生の社会科見学として、ごみ処理施設の見学会を継続します。
不用品紹介制度の検討	リユース促進のため不用品の紹介制度の検討を行います。
大型ごみ等のリユース促進	啓発プラザで行っている家具等のリサイクル販売の継続と、市民団体等との連携による運営の検討を行います。
紙・布類の資源化促進	本市では「雑がみ」「衣類・布類」を資源ごみとして分別回収を開始しましたが、直近の燃えるごみの組成分析調査結果でも、紙・布類の組成割合が依然として高いことから、未だ燃えるごみの中に資源化できるものが多く混入していると考えられます。資源ごみの分別排出の徹底を図るため、周知啓発を行います。
集団資源回収活動の活性化	集団資源回収活動団体の拡充と活動を活発化させ、活動を通じて資源化の意識の高揚を図ります。 集団資源回収奨励金制度を継続し、リサイクルとごみの減量化を推進します。
リサイクルボックスの利用促進	各地域の段ボールや雑誌、新聞紙等の排出量予測やニーズを捉え、リサイクルボックス回収効果が大きくなるよう整備計画に基づいて整備を進めます。
刈草・剪定枝の資源化	刈草・剪定枝をリサイクルセンター及び民間処理施設で資源化するための検討を行います。
啓発プラザの有効活用と来場者数増加に向けたメニュー検討	啓発プラザの有効活用と来場者数の増加を図るため、3Rの推進等の啓発メニューを組み立てます。
事業者と連携した店頭回収の活用	事業者と連携して店頭回収の活用を市民に周知し、家庭から排出するごみの減量を図ります。
「レジ袋削減」と「詰替商品購入促進」に向けた啓発	レジ袋の削減やマイバッグ使用などが一層広く市民に浸透するよう、市民や事業者への協力要請等を行います。 詰め替え用商品は特に毎日使用する日用品に関わるものが多く、容量の大きなプラスチック系ボトルの排出を削減させる効果があることから、市民や事業者に周知啓発を行います。

② 事業系ごみの減量に資する取組

個別施策の方向性	概要
事業系資源ごみのリサイクル促進	事業系ごみを環境センターに搬入する際に、担当職員によって資源ごみが混入していないか検査を実施します。もし、資源ごみ等が混入していれば受け入れを拒否し、民間の回収事業者等への資源化ルートへ誘導します。
事業系刈草・剪定枝の資源化促進	事業系刈草・剪定枝の民間処理施設への排出を促進し、資源化を図ります。
新聞古紙等の新聞販売店回収の実施	新聞古紙については、顧客サービスの一環として、販売店が回収している例があることから、新聞販売店舗による新聞誌等の販売店自主回収を要請するとともに、実施範囲をアンケート等で把握し、その範囲を拡大します。
溶融スラグのリサイクル推進	溶融スラグのリサイクル推進のため、生成したスラグ製品を保管できるストックヤードを確保し、市民や事業者が必要とする時に十分な量を提供できるようにします。

(3) 適正処理・処分の実施

循環利用できない廃棄物については、環境負荷の最小化と安全性の確保を前提とした適正な処理・処分を実施します。広域連携による効率化と先進技術の導入により、持続可能な処理体制を構築します。

① 環境負荷の少ない適正処理・処分の実施

個別施策の方向性	概要
適正な収集運搬体制	人口減少や社会情勢の変化に対応し、適正な収集運搬体制を構築します。
適正な中間処理計画・最終処分計画の立案	既存施設については、合理的かつ効率的な施設運営及び維持管理を行うよう徹底します。 また、将来的な中間処理体系については、中・長期的な視点に立ち、地域の社会的及び地理的な特性を勘案した上で広域的な処理にも対応できるよう、引き続き検討していきます。

② 不適正処理の防止及び快適環境の創出

個別施策の方向性	概要
不法投棄対策の実施	本市は行政区域面積が広く、山林の面積が広い地域であり、不法投棄が行われやすい地域であるため、土地の所有者や地域、県等と協力して監視体制を強化し、不法投棄対策に取り組みます。 また、これらの取組を通じて市民及び事業者への不法投棄に対する意識の向上を図り、不法投棄の防止に努めます。
不用品回収事業者への対応	廃棄物の不適正処理の防止及び資源化を推進するために、不用品回収事業者への指導と市民への啓発を行います。
まちの美化運動の支援強化	清潔で美しく快適なまちづくりを推進するため、市内一斉清掃への協力を呼びかけるとともに、地域、事業所ぐるみの清掃活動を支援します。 ポイ捨て等防止条例によるごみのポイ捨てや不法投棄防止の啓発に努め、市民一人ひとりの美化意識の高揚に努めるとともに、パトロールや看板の設置などの予防策を強化します。

③ 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確立

個別施策の方向性	概要
災害時における廃棄物処理体制の確立	中津川市災害廃棄物処理基本計画に基づき、大規模災害時における迅速かつ適正な廃棄物処理体制を構築します。近隣自治体との相互支援協定の締結、仮置場の確保、近隣市町村や処理業者との連携体制整備により、災害時のレジリエンス向上を図り、安全・安心な災害対応を実現します。

(4) ビジョンの共有と新たな施策の実施

循環経済社会の実現に向け、市民・事業者・行政が共通のビジョンを持ち、協働して新たな施策に取り組みます。技術革新や社会情勢の変化に対応した柔軟で効果的な施策展開を図ります。

① ビジョンの共有と新たな施策の実施

個別施策の方向性	概要
ごみ減量検討市民会議による施策の立案	「ごみ減量検討市民会議」から提言を受けたごみ減量に向けた施策について検討し、活動を実践します。 新たな発想による対策や施策を市民・事業者・行政が協働で検討、実践し、きれいで豊かな自然を守るまちを目指します。
資源化率向上に向けた施策の検討	近年落ちついている資源化率を高い目標値に近づけていくために、他市の成功事例を参考にするとともに、資源再生事業者と連携を図りながら、有効な施策を検討します。
最終処分場の延命化及び整備計画の立案	最終処分については、溶融スラグのリサイクルの推進や、ごみの減量化及び資源ごみのリサイクルを推進することにより、最終処分量のさらなる低減を図ります。また、今後の埋立状況を考慮しつつ、新たな埋立処分場の整備計画を立案します。
費用対効果の分析	ごみの減量化・資源化の促進とごみ質等の変化に合わせ、効率的な収集体制の再構築を行います。 市民サービスの水準維持と費用対効果の観点から、民間活力を導入した効率的、かつ効果的な廃棄物処理事業の執行体制について検討を行います。 ごみ処理の適正化、効率化を図るため、近隣市町村と連携し、ごみの広域処理について研究を行います。
施策の効果分析手法による点検・評価	ごみの減量化・資源化の促進とごみ質等の変化に合わせ、効率的な収集体制の再構築を行います。 市民サービスの水準維持と費用対効果の観点から、民間活力を導入した効率的、かつ効果的な廃棄物処理事業の執行体制について検討を行います。 ごみ処理の適正化、効率化を図るため、近隣市町村と連携し、ごみの広域処理について研究を行います。
安全・安心な処理体制の確立	災害などの非常時においても、生活環境を保全し、迅速かつ適正に処理が実施できるよう安全・安心な廃棄物処理体制を確立します。
ごみ発電事業等の推進	ごみの焼却によって発生する熱エネルギーについて、可能な限り発電や蒸気供給等に活用します。
高齢者等に対するごみ出し支援	大型ごみをごみ集積所まで排出することが困難な高齢者や障がい者等で構成される世帯を支援するため、大型ごみの個別収集を実施します。

4

脱炭素:ゼロカーボンシティの達成

(「中津川市地球温暖化対策実行計画」として位置付け)

本市は、令和3（2021）年3月に中津川市区長会連合会と共同で「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和32（2050）年までに温室効果ガス実質排出量ゼロを目指すことを明確に表明しました。この目標達成に向けては、目標を明確にし、市域全体が一丸となって取り組む必要があります。

そこで本市では、令和5（2023）年5月に「中津川市地域脱炭素ロードマップ（中津川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））」を策定し、地域貢献型の再エネ導入等を推進することにより、脱炭素社会の実現と地域課題の同時解決を図るビジョンを示しました。

この方向性を引き継ぎ、エネルギーの効率化、地域貢献型再生可能エネルギーの導入、移動の脱炭素化、新エネルギーの活用・エネルギー転換、森林吸収源・クレジットの活用という5つの基本方針により、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進めています。特に、本市の豊かな森林資源や清流などの自然環境を活かしながら、地域経済の活性化にもつながる持続可能な取組を推進していきます。

なお、本項は「地球温暖化対策推進法⁸」に基づく地方公共団体地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に位置付けられます。

中津川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

① 本市の目標

本市では、令和32（2050）年ゼロカーボン達成を最終目標とします。また、令和32（2050）年のゼロカーボン達成に向け、平成25（2013）年度を基準年度とし、令和12（2030）年までに50%削減、令和22（2040）年までに75%削減を達成することを中長期的な目標として設定します。

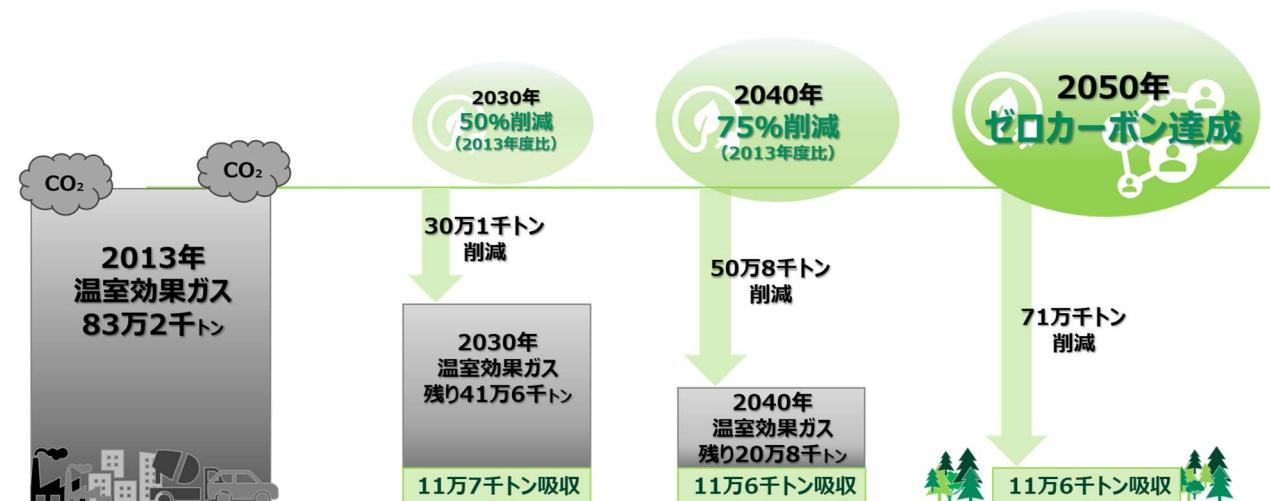


図 3-3 本市における温室効果ガス排出量削減目標
(出典：中津川市地域脱炭素ロードマップ。温室効果ガス排出量等は当時の算定による)

⁸ 正式名称「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）」

② 現状と課題分析

(ア) 温室効果ガス排出量

本市の温室効果ガス排出量は次のとおりです。（表 3-1）

平成 25（2013）年度の温室効果ガス排出量 83 万 2 千トン⁹に対し、令和 4（2022）年度の温室効果ガス排出量は 63 万 4 千トンと大きく削減しています。

要因を分析すると、産業、業務その他、家庭部門に関しては、県全体の炭素排出量が減少傾向にあり、本市だけでなく県全体の傾向だと考えられます。また、産業、業務その他、運輸部門に関しては、コロナ禍による影響が統計上遅れて出ていることも一因です。一方、温室効果ガスの多量排出事業者である特定事業所からの排出量は増加傾向にあり対策が必要です。（表 3-2）

表 3-1 中津川市の温室効果ガス排出量（2013、2018～2022 年度）

単位：トン

	2013(H25) (基準年度)	～	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2013 年度比 削減率
産業部門	343,731		315,956	298,996	292,040	309,053	285,013	17%
業務その他部門	125,510		101,940	94,782	95,583	93,333	82,958	34%
家庭部門	120,631		100,061	96,179	93,601	97,310	103,944	14%
運輸部門	203,640		161,904	163,585	160,664	160,726	124,180	39%
エネルギー起源 CO ₂ 以外 ¹⁰	38,916		39,842	41,011	38,431	37,946	38,248	2%
合計	832,429		719,703	694,553	680,319	698,368	634,342	24%

表 3-2 特定事業所の排出量（2013、2018～2022 年度）

単位：トン

	2013(H25) (基準年度)	～	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	基準年度比 削減率
特定事業所	産業	194,791		216,393	191,463	183,598	212,260	210,614
	業務その他	9,786		10,402	9,271	9,528	10,015	9,440
特定事業所合計		204,577		226,795	200,734	193,126	222,275	220,054
特定事業所以外		627,852		492,908	493,819	487,193	476,093	414,288
(参考)	産業	11		13	14	12	14	13
	業務その他	2		2	2	2	2	—

(イ) 温室効果ガス吸収量

森林を適正に整備すると、新たに木が成長する際に CO₂を取り込み固定する作用があります。この作用を「吸収」といい、これを行う森林等の生態系を CO₂ 吸収源といいます。

本市では、毎年約 11～12 万トンの CO₂ が吸収されており、排出量から吸収量を相殺すると 2022 年の排出量は 52 万 5 千トン（2013 年度比 37% 削減）となります。

表 3-3 森林吸収量と吸収量相殺後の排出量総計（2013、2018～2022 年度）

単位：トン

	2013(H25) (基準年度)	～	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2013 年度比 削減率
温室効果ガス排出量	832,429		719,703	694,553	680,319	698,368	634,342	24%
森林吸収量	—		117,357	121,178	117,685	114,750	109,839	—
総計 (排出量 - 吸収量)	832,429		602,346	573,375	562,634	583,618	524,503	37%

⁹ 以下、温室効果ガス排出量及び吸収量の単位はすべて CO₂ 換算値 (t-CO₂)。

¹⁰ 燃料燃焼（家庭用機器、自動車走行、鉄道に伴う CH₄ 及び N₂O）、農業分野（耕作、畜産、農業廃棄物による CH₄ 及び N₂O）、廃棄物分野（焼却、埋立、排水処理に伴う CO₂、CH₄ 及び N₂O）

③ ゼロカーボン達成のための基本方針

(ア) ゼロカーボン達成の方向性

市がゼロカーボンを達成するためには、第一に、再エネの導入により温室効果ガスを排出しないエネルギーを生み出す必要があります。加えて、エネルギー効率の高い機器を導入するいわゆる「省エネ化」により現状使用しているエネルギーを極力効率よく使用しなければなりません。なおかつ、現在化石燃料により動作しているものを極力再エネによる電力で動作するようにエネルギー転換を図らなければゼロカーボンは達成されません。その上で、否応なく温室効果ガスが排出してしまう場合には、排出量取引や森林等によるCO₂吸収によって相殺します。これらを最大限実施することが「ゼロカーボン」達成のための方向性となります。

ゼロカーボン達成のための方向性

- ① 積極的な再エネの導入によるエネルギーの創出
- ② 省エネ化によるエネルギーの効率化
- ③ エネルギー転換による化石燃料依存からの脱却
- ④ 適切な森林管理によるCO₂吸収量の増加

(イ) 再エネ導入の基本方針

再エネ導入の基本方針

- ①先人が守り繋いできた自然資源を活かし、地域の特色に合った再エネを導入する
- ②自然環境や住環境との調和を第一とし、自然資源の荒廃や景観・住環境を害するような再エネは規制する
- ③生み出したエネルギーは極力地域で消費し、エネルギーの地産地消を行う
- ④地域貢献型の再エネ導入を推進し、ゼロカーボンのみならず地域の様々な課題解決に繋げる



図 3-4 再エネ導入の基本方針
(出典：中津川市地域脱炭素ロードマップ)

(ウ) ゼロカーボンと地域課題の同時解決

地域貢献型の再エネ導入を推進し、地域で生み出された電気や熱を地産地消し、併せて市域内での省エネ化を図ることでゼロカーボン化を図ります。同時に、そのエネルギーの利活用によって、産業振興、定住・交流人口増、災害時の強靭化、自然環境保全等、地域の課題と関連させ、ゼロカーボンと地域課題の同時解決を実現し、活力と魅力ある持続可能な地域をつくります。

参考：ゼロカーボンと地域課題の同時解決のイメージ図

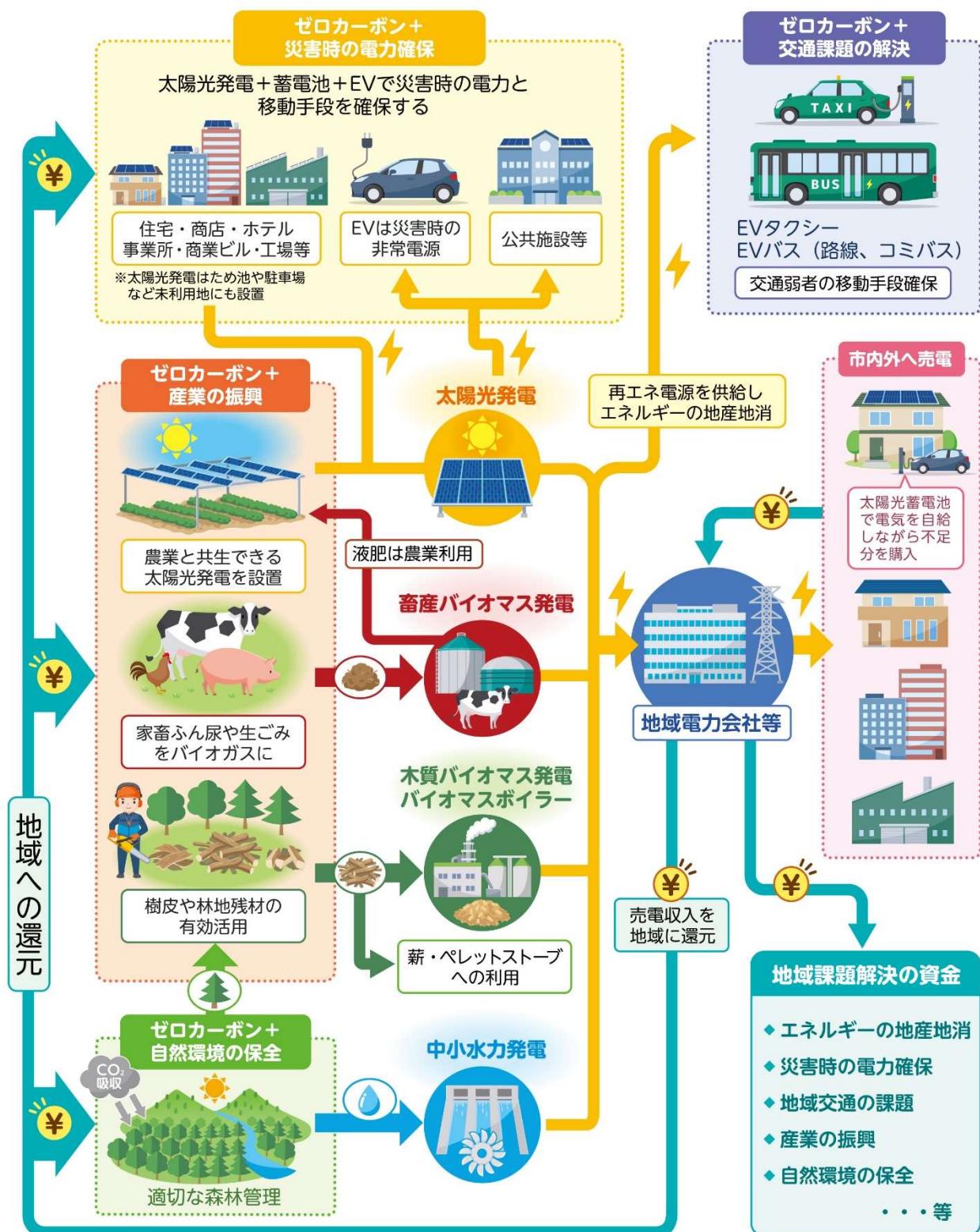


図 3-5 ゼロカーボンと地域課題の同時解決のイメージ図（出典：中津川市地域脱炭素ロードマップ）

④ 再エネ導入目標

本市のゼロカーボン達成のため、再エネ導入ポテンシャル及び将来推計から再エネ導入目標を設定します。

再エネ種別	ポテンシャル及び導入目標	目標の内訳																																																																																				
太陽光発電	<p>【ポテンシャル】</p>  <table border="1"> <tr> <td><u>出力</u></td><td><u>1,008 MW</u></td></tr> <tr> <td>発電量</td><td>約 135 万 MWh</td></tr> <tr> <td>熱量</td><td>約 485 万 GJ</td></tr> </table> <p>【導入目標】</p> <table border="1"> <tr> <td>2030 年</td><td>51.7 MW</td></tr> <tr> <td>2040 年</td><td>173.0 MW</td></tr> <tr> <td>2050 年</td><td>307.6 MW</td></tr> </table>	<u>出力</u>	<u>1,008 MW</u>	発電量	約 135 万 MWh	熱量	約 485 万 GJ	2030 年	51.7 MW	2040 年	173.0 MW	2050 年	307.6 MW	<p>【導入目標の内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>2030 年</th><th>2040 年</th><th>2050 年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅用太陽光</td><td>4.4MW</td><td>26.9MW</td><td>49.5MW</td></tr> <tr> <td>事業用 (50kW 未満)</td><td>11.5MW</td><td>40.3MW</td><td>76.3MW</td></tr> <tr> <td>事業用 (50kW 以上)</td><td>28.8MW</td><td>88.8MW</td><td>148.8MW</td></tr> <tr> <td>営農型太陽光発電</td><td>1.0MW</td><td>5.0MW</td><td>13.0MW</td></tr> <tr> <td>ため池水上型</td><td>6.0MW</td><td>12.0MW</td><td>20.0MW</td></tr> <tr> <td>ソーラーカーポート</td><td>6.4MW</td><td>14.4MW</td><td>22.4MW</td></tr> <tr> <td>公共施設</td><td>0.4MW</td><td>0.8MW</td><td>1.2MW</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>51.7MW</td><td>173.0MW</td><td>307.6MW</td></tr> </tbody> </table> <p>※種別毎に四捨五入しているため合計が一致しないことがある</p> <p>【目標達成までの導入件数の目安（累計）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>2030 年</th><th>2040 年</th><th>2050 年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅用太陽光</td><td>775</td><td>4,775</td><td>8,775</td></tr> <tr> <td>事業用 (50kW 未満)</td><td>320</td><td>1,120</td><td>2,120</td></tr> <tr> <td>事業用 (50kW 以上)</td><td>48</td><td>148</td><td>248</td></tr> <tr> <td>営農型太陽光発電</td><td>24</td><td>124</td><td>324</td></tr> <tr> <td>ため池水上型</td><td>3</td><td>6</td><td>10</td></tr> <tr> <td>ソーラーカーポート</td><td>160</td><td>360</td><td>560</td></tr> <tr> <td>公共施設</td><td>10</td><td>20</td><td>30</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1,170</td><td>6,173</td><td>11,477</td></tr> </tbody> </table>	種別	2030 年	2040 年	2050 年	住宅用太陽光	4.4MW	26.9MW	49.5MW	事業用 (50kW 未満)	11.5MW	40.3MW	76.3MW	事業用 (50kW 以上)	28.8MW	88.8MW	148.8MW	営農型太陽光発電	1.0MW	5.0MW	13.0MW	ため池水上型	6.0MW	12.0MW	20.0MW	ソーラーカーポート	6.4MW	14.4MW	22.4MW	公共施設	0.4MW	0.8MW	1.2MW	合計	51.7MW	173.0MW	307.6MW	種別	2030 年	2040 年	2050 年	住宅用太陽光	775	4,775	8,775	事業用 (50kW 未満)	320	1,120	2,120	事業用 (50kW 以上)	48	148	248	営農型太陽光発電	24	124	324	ため池水上型	3	6	10	ソーラーカーポート	160	360	560	公共施設	10	20	30	合計	1,170	6,173	11,477
<u>出力</u>	<u>1,008 MW</u>																																																																																					
発電量	約 135 万 MWh																																																																																					
熱量	約 485 万 GJ																																																																																					
2030 年	51.7 MW																																																																																					
2040 年	173.0 MW																																																																																					
2050 年	307.6 MW																																																																																					
種別	2030 年	2040 年	2050 年																																																																																			
住宅用太陽光	4.4MW	26.9MW	49.5MW																																																																																			
事業用 (50kW 未満)	11.5MW	40.3MW	76.3MW																																																																																			
事業用 (50kW 以上)	28.8MW	88.8MW	148.8MW																																																																																			
営農型太陽光発電	1.0MW	5.0MW	13.0MW																																																																																			
ため池水上型	6.0MW	12.0MW	20.0MW																																																																																			
ソーラーカーポート	6.4MW	14.4MW	22.4MW																																																																																			
公共施設	0.4MW	0.8MW	1.2MW																																																																																			
合計	51.7MW	173.0MW	307.6MW																																																																																			
種別	2030 年	2040 年	2050 年																																																																																			
住宅用太陽光	775	4,775	8,775																																																																																			
事業用 (50kW 未満)	320	1,120	2,120																																																																																			
事業用 (50kW 以上)	48	148	248																																																																																			
営農型太陽光発電	24	124	324																																																																																			
ため池水上型	3	6	10																																																																																			
ソーラーカーポート	160	360	560																																																																																			
公共施設	10	20	30																																																																																			
合計	1,170	6,173	11,477																																																																																			
中小水力発電	<p>【ポテンシャル】</p>  <table border="1"> <tr> <td><u>出力</u></td><td><u>19 MW</u></td></tr> <tr> <td>発電量</td><td>約 12 万 MWh</td></tr> <tr> <td>熱量</td><td>約 44 万 GJ</td></tr> </table> <p>【導入目標】</p> <table border="1"> <tr> <td>2030 年</td><td>2.2 MW</td></tr> <tr> <td>2040 年</td><td>7.9 MW</td></tr> <tr> <td>2050 年</td><td>12.8 MW</td></tr> </table>	<u>出力</u>	<u>19 MW</u>	発電量	約 12 万 MWh	熱量	約 44 万 GJ	2030 年	2.2 MW	2040 年	7.9 MW	2050 年	12.8 MW	<p>【導入目標の内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>2030 年</th><th>2040 年</th><th>2050 年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200kW 未満</td><td>0.4MW</td><td>1.1MW</td><td>1.6MW</td></tr> <tr> <td>200kW 以上 1000kW 未満</td><td>1.8MW</td><td>4.8MW</td><td>7.2MW</td></tr> <tr> <td>1000kW 以上</td><td>0MW</td><td>2.0MW</td><td>4.0MW</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2.2MW</td><td>7.9MW</td><td>12.8MW</td></tr> </tbody> </table> <p>※種別毎に四捨五入しているため合計が一致しないことがある</p> <p>【目標達成までの導入件数の目安（累計）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>2030 年</th><th>2040 年</th><th>2050 年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200kW 未満</td><td>4</td><td>12</td><td>18</td></tr> <tr> <td>200kW 以上 1000kW 未満</td><td>3</td><td>8</td><td>12</td></tr> <tr> <td>1000kW 以上</td><td>0</td><td>2</td><td>4</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>7</td><td>22</td><td>34</td></tr> </tbody> </table>	種別	2030 年	2040 年	2050 年	200kW 未満	0.4MW	1.1MW	1.6MW	200kW 以上 1000kW 未満	1.8MW	4.8MW	7.2MW	1000kW 以上	0MW	2.0MW	4.0MW	合計	2.2MW	7.9MW	12.8MW	種別	2030 年	2040 年	2050 年	200kW 未満	4	12	18	200kW 以上 1000kW 未満	3	8	12	1000kW 以上	0	2	4	合計	7	22	34																																
<u>出力</u>	<u>19 MW</u>																																																																																					
発電量	約 12 万 MWh																																																																																					
熱量	約 44 万 GJ																																																																																					
2030 年	2.2 MW																																																																																					
2040 年	7.9 MW																																																																																					
2050 年	12.8 MW																																																																																					
種別	2030 年	2040 年	2050 年																																																																																			
200kW 未満	0.4MW	1.1MW	1.6MW																																																																																			
200kW 以上 1000kW 未満	1.8MW	4.8MW	7.2MW																																																																																			
1000kW 以上	0MW	2.0MW	4.0MW																																																																																			
合計	2.2MW	7.9MW	12.8MW																																																																																			
種別	2030 年	2040 年	2050 年																																																																																			
200kW 未満	4	12	18																																																																																			
200kW 以上 1000kW 未満	3	8	12																																																																																			
1000kW 以上	0	2	4																																																																																			
合計	7	22	34																																																																																			

再エネ種別	ポテンシャル及び導入目標	目標の内訳																																																												
木質バイオマス	<p>【ポテンシャル】</p> <table border="1"> <tr> <td><u>年間材積算出量</u></td><td><u>7,500 m³</u></td></tr> <tr> <td>発電量</td><td>約 0.5 万 MWh</td></tr> <tr> <td>熱量</td><td>約 4.6 万 GJ</td></tr> </table> <p>【導入目標】</p> <table border="1"> <tr> <td>2030 年</td><td>4.0MW</td></tr> <tr> <td>2040 年</td><td>9.0MW</td></tr> <tr> <td>2050 年</td><td>14.0MW</td></tr> </table>	<u>年間材積算出量</u>	<u>7,500 m³</u>	発電量	約 0.5 万 MWh	熱量	約 4.6 万 GJ	2030 年	4.0MW	2040 年	9.0MW	2050 年	14.0MW	<p>【導入目標の内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>2030 年</th><th>2040 年</th><th>2050 年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木質バイオマス発電 (200kW 未満)</td><td>0MW</td><td>0.2MW</td><td>0.3MW</td></tr> <tr> <td>木質バイオマス発電 (200kW 以上)</td><td>0MW</td><td>0MW</td><td>0.4MW</td></tr> <tr> <td>薪・ペレットストーブ (家庭向け)</td><td>2.4MW</td><td>5.4MW</td><td>8.4MW</td></tr> <tr> <td>木質ボイラー (中型)</td><td>1.6MW</td><td>3.6MW</td><td>5.6MW</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>4.0MW</td><td>9.2MW</td><td>14.7MW</td></tr> </tbody> </table> <p>※種別毎に四捨五入しているため合計が一致しないことがある</p> <p>【目標達成までの導入件数の目安（累計）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>2030 年</th><th>2040 年</th><th>2050 年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木質バイオマス発電 (200kW 未満)</td><td>0 件</td><td>2 件</td><td>3 件</td></tr> <tr> <td>木質バイオマス発電 (200kW 以上)</td><td>0 件</td><td>0 件</td><td>1 件</td></tr> <tr> <td>薪・ペレットストーブ (家庭向け)</td><td>240 件</td><td>540 件</td><td>840 件</td></tr> <tr> <td>木質ボイラー (中型)</td><td>8 件</td><td>18 件</td><td>28 件</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>248 件</td><td>560 件</td><td>872 件</td></tr> </tbody> </table> <p>※導入量に合わせて更なるポテンシャルの掘り起こしが必要</p>	種別	2030 年	2040 年	2050 年	木質バイオマス発電 (200kW 未満)	0MW	0.2MW	0.3MW	木質バイオマス発電 (200kW 以上)	0MW	0MW	0.4MW	薪・ペレットストーブ (家庭向け)	2.4MW	5.4MW	8.4MW	木質ボイラー (中型)	1.6MW	3.6MW	5.6MW	合計	4.0MW	9.2MW	14.7MW	種別	2030 年	2040 年	2050 年	木質バイオマス発電 (200kW 未満)	0 件	2 件	3 件	木質バイオマス発電 (200kW 以上)	0 件	0 件	1 件	薪・ペレットストーブ (家庭向け)	240 件	540 件	840 件	木質ボイラー (中型)	8 件	18 件	28 件	合計	248 件	560 件	872 件
<u>年間材積算出量</u>	<u>7,500 m³</u>																																																													
発電量	約 0.5 万 MWh																																																													
熱量	約 4.6 万 GJ																																																													
2030 年	4.0MW																																																													
2040 年	9.0MW																																																													
2050 年	14.0MW																																																													
種別	2030 年	2040 年	2050 年																																																											
木質バイオマス発電 (200kW 未満)	0MW	0.2MW	0.3MW																																																											
木質バイオマス発電 (200kW 以上)	0MW	0MW	0.4MW																																																											
薪・ペレットストーブ (家庭向け)	2.4MW	5.4MW	8.4MW																																																											
木質ボイラー (中型)	1.6MW	3.6MW	5.6MW																																																											
合計	4.0MW	9.2MW	14.7MW																																																											
種別	2030 年	2040 年	2050 年																																																											
木質バイオマス発電 (200kW 未満)	0 件	2 件	3 件																																																											
木質バイオマス発電 (200kW 以上)	0 件	0 件	1 件																																																											
薪・ペレットストーブ (家庭向け)	240 件	540 件	840 件																																																											
木質ボイラー (中型)	8 件	18 件	28 件																																																											
合計	248 件	560 件	872 件																																																											
畜産バイオマス	<p>【ポテンシャル】</p> <table border="1"> <tr> <td><u>ガス量</u></td><td><u>204 万 N m³</u></td></tr> <tr> <td>発電量</td><td>約 0.4 万 MWh</td></tr> <tr> <td>熱量</td><td>約 3 万 5 千 GJ</td></tr> </table> <p>※家畜ふん尿のみ</p> <p>【導入目標】</p> <p>要検討</p>	<u>ガス量</u>	<u>204 万 N m³</u>	発電量	約 0.4 万 MWh	熱量	約 3 万 5 千 GJ	導入可能性調査等を実施し要検討																																																						
<u>ガス量</u>	<u>204 万 N m³</u>																																																													
発電量	約 0.4 万 MWh																																																													
熱量	約 3 万 5 千 GJ																																																													
省エネ化	国目標に応じて導入	<p>国目標に応じて導入 例：新築建築物 ZEB 化 100% 新築住宅 ZEH 化 100% 新車の次世代自動車率 50~70% 等</p>																																																												

⑤ 中津川市脱炭素ロードマップ

本市における脱炭素施策について、具体的な取組内容と実施時期を検討したロードマップは以下のとおりです。

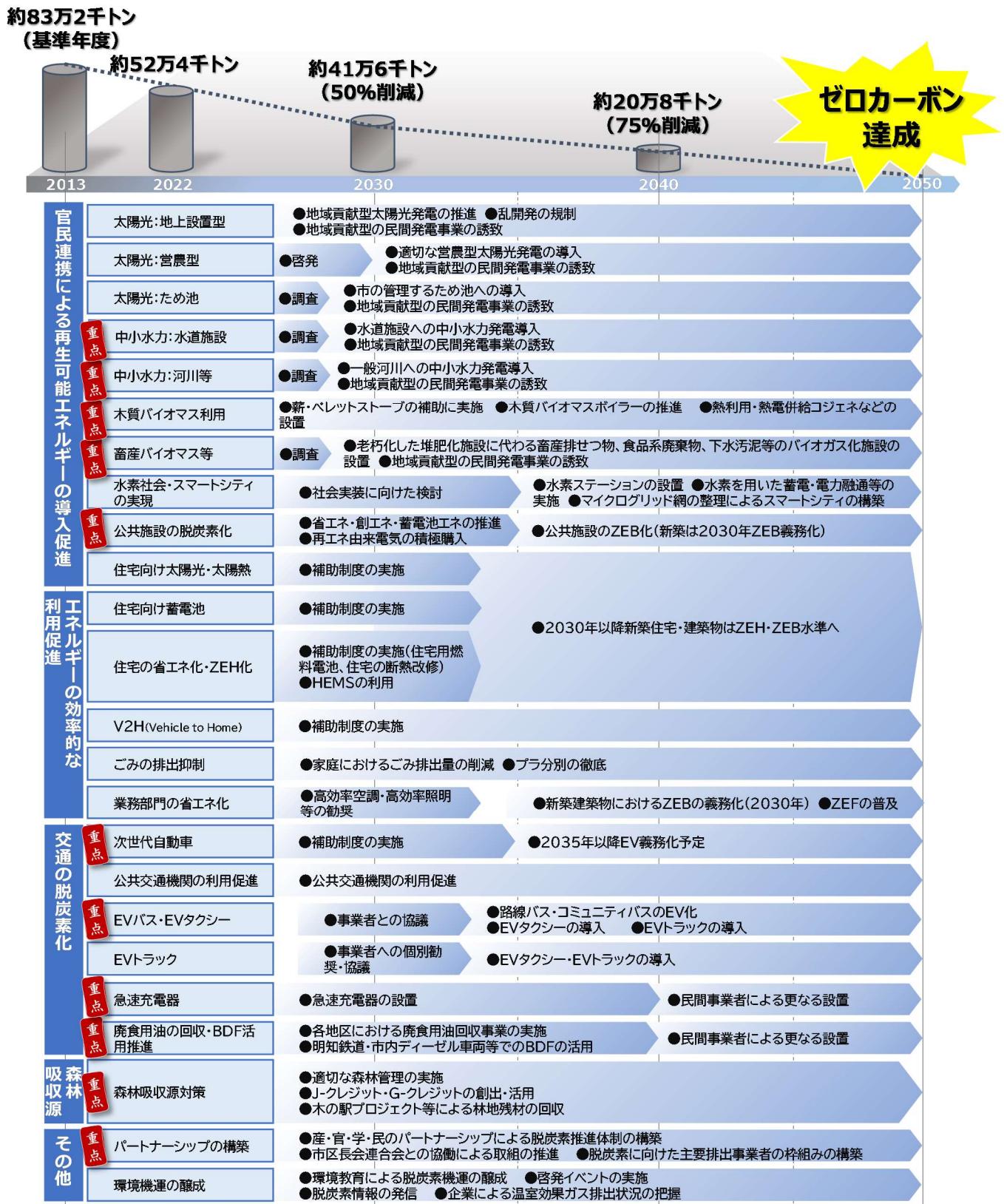


図 3-6 中津川市の脱炭素ロードマップ

Column

ゼロカーボンのために出来ること

中津川市の一戸あたりの平均的なCO₂排出量は、年間約3.5トンです。ゼロカーボンに向けた家庭におけるCO₂削減の取組のその効果は次のとおりです。（「中津川市地域脱炭素ロードマップ」より）

私たちが一年間でどのくらいのCO₂を出しているの？

一戸あたりのCO₂排出量は平均3,490kg※1

- | | | | |
|-----------|----------------|-------------------|------------|
| 内訳 | 電気使用量 | 4,239 kWh | … 1,770 kg |
| | ガス使用量 | 38 m ³ | … 230 kg |
| | 灯油使用量 | 94 リッター | … 240 kg |
| | ガソリン使用量 | 546 リッター | … 1,250 kg |

年間のエネルギー代金は平均約20万7千円

（令和2年東海地方の平均値）



こまめな省エネを心がけよう

身近な省エネや節電は脱炭素の第一歩です。電気のつけっぱなしや過剰な工アコンの使用を控えましょう。HEMSの導入や環境家計簿で電気やガスの使用量を見る化すると省エネ意識が上がります。



年間CO₂削減量：60kg/世帯※2
家計：年間3,915円削減
※電気・ガスの使用量を3%削減した場合

家庭でできる省エネ ■

機器	内容	CO ₂ 削減効果	節約効果
エアコン	設定温度を適切に ※設定温度を1度上げた場合	5.9 kg	408円
	フィルターをきれいに	6.2 kg	432円
冷蔵庫	設定温度を適切に ※設定温度を強くした場合	23.9 kg	1,668円
	入れる量を控えめに ※詰め込み量を半分にした場合	17 kg	1,176円
テレビ	明るさを控えめに ※テレビの輝度を最大→中间にしました場合	10.5 kg	732円
ポット	保温時間を適切に ※6時間保温→保温せずに再沸騰の比較	41.7 kg	2,904円
洗濯機・洗濯乾燥機	洗濯はまとめて 乾燥はまとめて	2.3 kg 16.3 kg	156円 1,128円

参考：全国地球温暖化防止活動推進センターより引用
(<https://www.jcca.org/>)

太陽光発電を設置しよう



自宅の屋根に太陽光発電を設置してみましょう。初期費用はかかりますが電気代を大幅に削減できます。蓄電池をつけると災害のときも安心。今なら補助金も受けられます。

年間CO₂削減量：2,994kg/世帯
家計：年間176,235円削減
※5.64kWの太陽光発電を設置した場合

ごみの量を減らそう

プラスチックごみはCO₂の発生量が多く、温暖化の直接的な原因になります。また、水分の多い生ごみ燃焼時のエネルギー使用量を増加させます。分別の徹底や生ごみの減量は脱炭素に貢献します。



年間CO₂削減量：317kg/世帯
※プラスチックごみを半分に削減した場合



省エネ家電に買い替えよう

白熱電球や蛍光灯をLEDに交換すると50~80%以上の節電になります。家電も10年前に比べると、冷蔵庫は46%、テレビは31%、エアコンは10%の節電になります。



年間CO₂削減量：228kg/世帯
家計：年間13,431円削減

※10年前のエアコン、冷蔵庫、テレビを省エネ家電に交換し、ライトをLEDにした場合

参考：スマートライフおすすめbook
(https://shouene-kaden2.net/recommend_book/)

エコドライブを心がけよう

エコドライブとは、CO₂を減らすために燃料消費量を減らす運転技術や心がけのことです。例えば以下のようことがあります。

- ・ふんわりアクセル（eスタート）
- ・アイドリングストップ
- ・タイヤの空気圧のチェック

年間CO₂削減量：104kg/世帯

家計：年間5,784円削減

※年間走行距離約7,900km、燃費が10%改善した場合



薪ストーブを導入しよう

薪・ペレットストーブは温まりは遅いものの芯からあたまるため厳しい冬を乗り越えるためにおすすめ。薪やペレットの調達には年間10万円程度お金がかかる節約にはなりませんが、木材が手に入る環境なら安くなる場合もあります。



年間CO₂削減量：240kg/世帯

※灯油ストーブを薪ストーブに変えた場合

次世代自動車に乗り換えよう

EV、FCV、プラグインハイブリッド車等の次世代自動車は、高騰するガソリン代の影響を受けにくく、今なら補助金も受けられます。EVを「動く充電器」として使うための「V2H」もおすすめです。



年間CO₂削減量：619kg/世帯

家計：年間32,949円削減

※年間走行距離約7,900kmと仮定した場合

使用済み天ぷら油を回収しよう

廃食用油（使用済み天ぷら油等）はリサイクルすることでディーゼル車や飛行機の燃料として生まれ変わらせることができ、脱炭素燃料として需要が高まっています。



年間CO₂削減量：3.77kg/世帯

※約3.2リットルの使用済み油を回収した場合

(1) エネルギー利用の効率化

エネルギー消費量を削減することは、脱炭素化の基礎となる重要な取組です。家庭、業務、産業の各部門における省エネ対策を総合的に推進します。

① 家庭・オフィス等における省エネ化の推進

個別施策の方向性	概要
省エネ機器の導入支援	家庭や事業所における省エネルギー化を促進するため、LED 照明、高効率空調、高効率給湯設備等の導入を積極的に支援します。これらの設備は、電力消費量を大幅に削減できるだけでなく、光熱費の節約により経済的メリットも大きく、市民や事業者の負担軽減にもつながります。
家庭におけるエネルギーの効率的な活用の推進	HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）を普及させ、家庭でのエネルギー使用状況の見える化を図り、自発的な省エネ行動を促しています。 住宅用蓄電池や燃料電池システムの導入を支援し、エネルギーの効率的な利用を促進しています。
オフィス・事業所での省エネ取組の推進	BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）を普及させ、オフィスや事業所におけるエネルギー使用状況の見える化と最適化を図ります。また、事業所・工場等で省エネ診断の受診を支援し、個別の施設毎の課題を洗い出し、最適な省エネ化取組に関する助言をもらうことで、効果的な取組につなげます。 事業者間の情報交換や成功事例を共有し、地域における省エネ技術の普及と継続的な改善活動を支援します。

② 省エネ行動（デコ活）の推進

個別施策の方向性	概要
省エネ行動（デコ活）の推進	脱炭素につながる新しいライフスタイル「デコ活」の普及を通じて、市民一人ひとりの意識改革と行動変容を促進します。 デコ活とは、二酸化炭素を減らす（DE-CO ₂ ）+活動・生活（活）を組み合わせた造語で、衣食住・移動・買い物など日常生活のあらゆる場面で、脱炭素につながる新しいライフスタイルを実践する活動です。 具体的には、適切な室温設定、不要な電気の消灯、節水の実践、公共交通機関や自転車の利用促進、地産地消の推進、食品ロスの削減など、身近な行動から始められる取組を市民に広く周知し、実践を呼びかけます。 市では、環境家計簿の普及や省エネ診断の実施、環境学習会の開催などを通じて、市民の環境意識の向上と継続的な省エネ行動の定着を図ります。

③ 省エネ建築物への切り替え

個別施策の方向性	概要
ZEH、ZEB の推進	新築住宅における ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、新築建築物における ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の普及を推進します。ZEH とは、高断熱・高気密化や高効率設備により大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅です。ZEB も同様に、建築物における大幅な省エネルギー化と再生可能エネルギーの活用により、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指しています。市では、ZEH・ZEB の普及に向けた普及啓発、支援等を行うとともに、建築業界との連携を強化し、技術的な支援や情報提供を行います。また、既存建築物についても、断熱改修や高効率設備への更新を促進し、建築物全体のエネルギー性能向上を図ります。

④ 蓄電池の導入による効率的な電力利用の実施

個別施策の方向性	概要
蓄電池の導入の推進	家庭用蓄電池は、太陽光発電の余剰電力を有効活用し、夜間や悪天候時にも再生可能エネルギーを利用する環境を整備します。また、災害時における非常用電源としての機能も有しており、地域の防災力向上にも寄与します。事業所においても、ピークカットやピークシフトによる電力使用の平準化を図り、電力コストの削減と系統安定化に貢献します。電力の効率的な利用に資する蓄電池について、導入を推進するための施策を実施します。

Column

新しい国民運動 「デコ活」とは

環境省では、2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、2023 年より新しい国民運動「デコ活」を展開しています。

「デコ活」とは、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、そしてなおかつ温室効果ガス削減目標も同時に達成する新しい暮らしを提案するもので、具体的には右の絵のような取組が例示されています。



図 3-7 デコ活の事例
(出典: 環境省)

(2) 地域貢献型再生可能エネルギーの導入

本市の豊かな自然環境を活かした再生可能エネルギーの導入を推進し、地域経済の活性化と脱炭素化の同時実現を目指します。

① 家庭における太陽光発電・太陽熱利用設備の導入

個別施策の方向性	概要
太陽光発電設備の導入支援	「中津川市地域脱炭素ロードマップ」では 2030 年までに住宅用太陽光発電 64MW の導入目標を設定していることから、この目標達成に向け、補助制度等を実施し、初期投資の負担を軽減し、導入促進を図ります。
太陽熱利用設備の導入の推進	太陽熱利用設備について、給湯や暖房への活用により、化石燃料消費の削減と光熱費の節約が期待できることから、初期投資の負担軽減施策等を講じ、導入促進を図ります。
再エネ設備の継続的な利用のための取組	太陽光発電設備を長期にわたって利用し続けるためには、定期的なメンテナンスやパワーコンディショナーの買い替えが必要です。太陽光発電設備の設置後のメンテナンスや適切な運用に関する情報提供を行い、長期にわたり安定した発電が継続できるよう支援します。

② 工場、公共施設等における太陽光発電の導入

個別施策の方向性	概要
産業用太陽光発電設備の導入支援	産業用太陽光発電の導入により、事業活動における再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。工場の屋根や駐車場等の既存スペースを有効活用し、建物と一体的に整備された太陽光発電設備の設置を促進します。
公共施設における太陽光発電設備の導入の実施	公共施設においては、市が率先して太陽光発電の導入を進めます。学校、庁舎、公民館等の公共施設への太陽光発電設備の設置により、公共部門の脱炭素化を推進するとともに、市民への啓発効果も期待されます。PPA（電力購入契約）方式やリース方式の活用により、初期投資を抑えた導入手法の検討も進めます。

③ 未利用地や既存インフラを活用した再エネ導入可能性の検討

個別施策の方向性	概要
ソーラーカーポートの推進	駐車場における太陽光発電（ソーラーカーポート）の導入について検討・支援します。
営農型太陽光発電の検討	営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）は、適切に実施することによって作物の生育に必要な日照を確保しながら発電を行うことができます。市では田園風景との調和を最優先にしつつ、営農型太陽光発電の可能性についても検討します。
ため池における太陽光発電導入の検討	市に多数存在するため池について、フロート型の太陽光発電の導入等を検討します。
水道設備における再エネ導入の検討	水道施設や河川等の公共インフラにおいても、立地条件や管理体制を考慮しながら、太陽光発電や小水力発電の導入可能性を検討します。

④ 剪定枝、間伐材、畜産廃棄物等のバイオマスの活用

個別施策の方向性	概要
間伐材・剪定枝等の木質バイオマスとしての利用促進	間伐材や剪定枝等の森林資源を家庭における薪ストーブや公共施設、福祉施設、事業所等における木質バイオマスボイラーの燃料として活用することにより、森林整備の促進、地域資源の域内循環、燃料による温室効果ガス排出の抑制を同時に実現します。
畜産廃棄物のバイオマス活用	畜産廃棄物を農家で堆肥として利用することにより、廃棄物の抑制と施肥等による温室効果ガス排出の抑制に貢献します。 また、家畜ふん尿を活用してバイオガスを発生させ、発電等への利用を検討します。

⑤ 災害時の再エネ電力利用の検討

個別施策の方向性	概要
自立分散型エネルギー・システムの構築の推進	災害時における電力供給の確保と地域の防災力向上を目的として、再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた自立分散型エネルギー・システムの構築を推進します。避難所や重要施設への太陽光発電・蓄電池システムの導入により、停電時でも最低限の電力供給を確保できる体制を整備します。
災害時における電気自動車(EV)の活用	電気自動車(EV)を移動式蓄電池として活用し、災害時の電力供給手段として位置づけることで、平常時の脱炭素化と災害時の防災対策を一体的に推進します。地域の再生可能エネルギーで発電した電力をEVに蓄え、必要に応じて建物に電力を供給するV2H(Vehicle to Home)システムの普及・啓発に取り組みます。

Column

災害時に大活躍する電気自動車(EV)

地震や台風による停電時、電気自動車(EV)が「動く蓄電池」として活躍します。

V2H(Vehicle to Home)システムを使えば、EVに蓄えられた電力を家庭に供給することができ、停電時でも冷蔵庫やエアコン、照明、スマートフォンの充電など、生活に必要な電力を確保できるようになります。

さらに、太陽光発電とV2Hを組み合わせれば、停電時でも日中は太陽光でEVを充電し、夜間はEVから家庭に電力供給する自立分散型のエネルギー・システムが構築できます。これにより、長期間の停電にも対応可能です。

災害の多い日本において、再生可能エネルギーとV2Hの組み合わせは、環境配慮と防災対策を両立させる画期的な設備といえます。



図 3-8 阿木事務所のV2H充放電設備

(3) 施策：移動の脱炭素化

運輸部門の脱炭素化は、市民の日常生活に直結する重要な課題です。次世代自動車の普及、公共交通の充実、交通インフラの整備を総合的に推進します。

① 次世代自動車の導入促進及び効率的な自動車運行の推進

個別施策の方向性	概要
次世代自動車の普及促進	電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池車（FCV）等の次世代自動車の普及を積極的に促進するため、目標達成に向けた支援策を充実させます。
EV 等の充電インフラの拡充	電気自動車（EV）の普及に向けては充電インフラの整備が不可欠です。道の駅や公共施設、商業施設等に急速充電設備を計画的に配置し、利用者の利便性向上を図ります。
エコドライブの推進	ガソリン車については、エコドライブの実践により燃費向上と排出量削減を推進し、運転者への啓発活動を継続的に実施します。

② 公共交通機関、徒歩、自転車等による移動の促進

個別施策の方向性	概要
地域公共交通網の維持・促進	「中津川市地域公共交通計画 2018-2026」に基づき、鉄道、路線バス、コミュニティバスといった地域公共交通を維持します。また、路線の見直しや運行頻度の改善により、利用しやすい公共交通体系の構築を目指すとともに、公共交通の利用促進に向けた施策を講じます。
自転車利用の促進	自転車専用道路の整備、駐輪場の充実、電動アシスト付き自転車の普及支援等を検討し、日常的な移動手段として自転車を選択しやすい環境づくりを進めます。

③ 交通インフラの脱炭素化

個別施策の方向性	概要
渋滞の解消	交通流の最適化や信号制御の改善等に取り組み、道路交通を円滑化することによって、渋滞を解消し、アイドリングによる燃料消費量の削減を図ります。
バス・タクシーの脱炭素化	タクシーやバスの EV 化を促進し、脱炭素化を図ります。再エネが生み出す電力を利用することによってランニングコストの軽減を図ります。
カーシェアリング等の推進	カーシェアリングやライドシェアリング等の導入を検討し、車両総数の削減と移動の効率化を図ります。

(4) 施策：新エネルギーの活用・エネルギー転換

従来のエネルギー源からの転換を図り、持続可能なエネルギー供給体制の構築を目指します。

① 新たなエネルギーの活用

個別施策の方向性	概要
バイオディーゼル燃料の活用	廃食用油を原料としたバイオディーゼル燃料（BDF）の生産と活用を推進し、廃棄物の削減と化石燃料代替の両方を実現し、循環型社会の形成に貢献します。
水素エネルギーの利活用	未来のエネルギー源として期待される水素エネルギーの利活用について、長期的な視点から検討を進めます。燃料電池車（FCV）や家庭用燃料電池（エネファーム）の普及を通じて、水素エネルギーの実用化を段階的に推進します。

② 再エネ由来電力プランへの切り替え

個別施策の方向性	概要
再エネ由来電力プランへの切り替え	再エネ 100%の電力プランや、より CO ₂ 排出の少ない電力プランへの切り替えを推奨します。 再エネ由来電力プランに関する情報提供を行うとともに、公共施設における率先した取組を通じて、民間への普及を促進します。また、イベント等における一時的な再エネ電力利用を推進します。

(5) 施策：森林を活かした脱炭素化

本市の森林資源を活かした温室効果ガス吸収と、クレジット制度を活用した資金循環の仕組みづくりを推進します。

① 森林吸収による脱炭素化

個別施策の方向性	概要
適切な森林管理による CO ₂ 吸収量の増加	間伐や植林等の森林整備を計画的に実施し、適切な森林管理を行うことによって、林齢の若い樹木を成長させ、CO ₂ 吸収量の増加を図ります。
J-クレジット、G-クレジットの創出及び活用	J-クレジットや G-クレジット制度を活用して森林整備による CO ₂ 吸収量をクレジット化し、森林整備に必要な資金を確保するとともに、脱炭素を取り組む市内事業者に購入を促すことで、地域脱炭素化と地域の資金循環を同時に達成する仕組みを構築します。森林所有者にとって新たな収入源となり、森林整備のインセンティブ向上につながります。事業者にとっては、カーボンニュートラルの達成に向けた手段として活用でき、地域貢献にもつながる意義のある取組となります。このような取組により、環境と経済の好循環を創出し、持続可能な地域社会の構築を目指します。

リニア共生:安全・安心で暮らしやすいまちづくり

令和 17（2035）年のリニア中央新幹線開業を見据え、本市は新たな交通インフラと豊かな自然環境の調和を図りながら、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

リニア開業は本市にとって千載一遇の機会である一方で、自然環境や生活環境への影響も懸念されることから、環境保全と地域発展の両立を図る「リニア共生」の理念のもと、持続可能なまちづくりを進める必要があります。

本市が誇る豊かな森林、清流、田園風景といった貴重な自然環境を将来にわたって保全しつつ、リニア中央新幹線がもたらす地域活性化の効果を最大限に活用し、環境と経済・社会の統合的発展を実現します。工事期間中から開業後にわたって、環境への影響を最小限に抑制し、新しい交通インフラと調和した安全で快適な生活環境の創出を目指します。

また、大気、水質、騒音・振動など生活環境の質を維持・向上させ、市民の健康で安全な暮らしを確保するとともに、美しい景観形成や緑化推進により、誰もが快適で安心して住み続けられるまちづくりを推進します。リニア中央新幹線と共生する新たな中津川市の姿を描きながら、次世代に誇れる持続可能な地域社会の構築を進めてまいります。

（1）リニアと共生したまちづくり

リニア中央新幹線の開業は、本市の地域構造や社会経済システムに大きな変化をもたらすことが予想されます。この歴史的な変化を好機として捉え、豊かな自然環境の保全と新たなまちづくりを両立させる「リニア共生」の実現を図ります。

① リニアと共生したまちづくり

個別施策の方向性	概要
リニアのまちにふさわしい環境都市づくり	<p>リニア中央新幹線の建設工事に係る本市の貴重な自然環境や生活環境への影響を最小限に抑制するため、JR 東海をはじめとする事業者とのコミュニケーションを図り、環境影響評価等に基づいた環境保全対策の徹底を図ります。</p> <p>希少動植物の生息・生育地周辺での工事については、専門家による事前調査と保全対策の検討を徹底し、可能な限り現地保全を図ります。</p> <p>周辺環境への影響を最小限に抑制するとともに、市民等から、苦情等が寄せられた場合には、事業所に対して速やかに対応するよう要請します。</p> <p>リニア岐阜県駅周辺の開発においては、生物多様性の保全を考慮し、豊かな自然環境と調和した持続可能な駅周辺まちづくりを推進します。千旦林川親水公園をはじめとする自然資源を活かしつつ、環境負荷の少ないコンパクトな市街地形成を目指します。</p> <p>また、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用を積極的に推進し、脱炭素化に向けた建築物の誘導について検討します。</p>

(2) 健康で安全なまちづくり

市民の健康で安全な暮らしを支えるため、大気、水質、土壤などの生活環境の質の維持・向上を図るとともに、公害の未然防止と適切な対応により、良好な生活環境の確保に努めます。

① 大気環境の保全

個別施策の方向性	概要
大気環境の保全	中津川測定局にて、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質（PM2.5）等の常時測定を行います。
特定施設に対する監視・報告	大気汚染防止法に係る特定施設について、岐阜県と連携して立入検査を行い、施設の維持管理状況及び排出基準の遵守状況について確認と指導を行います。 また、特定施設についてばい煙の測定結果の報告を求め、規制基準を超えていた場合には指導を行います。
大気汚染に関する情報発信	大気汚染の状況を市ホームページなどで常時公表するとともに、大気汚染注意報が発令された場合には、迅速かつ的確な情報を周知する体制を維持します。

② 水環境の保全

個別施策の方向性	概要
河川の水質調査	主要河川において定期的な水質調査を実施し、河川の水質状況を把握します。
特定施設に対する監視	水質汚濁防止法に定める特定施設について、岐阜県と連携して立入検査などを行い、施設の維持管理状況の確認と指導を行います。 また、水質測定の報告を求め、規制基準を超えていた場合には指導を行います。
河川等公共用水域の水質改善	市民から水質汚濁の情報があった場合には、地域、岐阜県、関係機関と連携し、水質汚濁の原因を調査するとともに、速やかな対策を講じます。
下水道接続、合併浄化槽設置の促進	生活排水による環境負荷の低減のため、下水道の接続や合併浄化槽の設置による水洗化について啓発します。
農薬の適正使用の推進	公共施設等の管理において農薬の使用の低減に努めます。 市民・農家等に対して農薬の安全かつ適正な使用を啓発します

③ 騒音・振動及び悪臭対策の推進

個別施策の方向性	概要
騒音及び振動の特定工場・建設作業に対する監視	騒音規制法及び振動規制法に定める特定工場や特定建設作業について、市民からの通報があった場合に指導を行います。
騒音及び振動の特定施設に対する測定結果の報告要請	騒音規制法及び振動規制法に定める特定施設を有する特定工場に対し、騒音や振動の測定結果の報告を求め、法令等の規制基準を超えた特定工場に対しては指導を行います。
道路に面する地域の騒音規制	市域の幹線道路において、毎年自動車騒音測定を実施し、環境基準の達成度を把握します。
悪臭事業場に対する指導	悪臭防止法に基づき、市民からの通報があった場合に、悪臭が発生する工場・事業所に対して立入検査を実施し、臭気対策の状況について指導を行います。
畜産農家等に対する指導	畜産経営に由来する悪臭発生を最小限にとどめるため、適正な維持管理及び環境保全対策について調査・指導を行います。

④ 地下水・土壤環境の保全

個別施策の方向性	概要
地下水の保全	岐阜県が実施する地下水の監視測定等に協力し、地下水に関する水質監視に努めます。
専用水道の設置事業場に対する監視	市内のゴルフ場や事業場など専用水道設置者に対して施設の維持管理や水質の状況について立入検査などにより監視と指導を行います。
地下水の過剰摂取の防止	一定以上の地下水の採取に届出を求め、過剰な汲み上げによる地盤沈下や地下水の枯渇を防止します。
不適正な埋立て等の防止	「中津川市埋立て等の規制に関する条例」に基づき、有害廃棄物などが混入し環境基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を禁止し、生活環境の保全と安全を確保します。

⑤ 率先した公害防止対策の推進

個別施策の方向性	概要
公害防止協定等の締結推進	事業所と市または地域による公害防止協定の締結により、生活環境の保全を図る地域づくりを進めます。必要な事項を協定として締結し、両者が協力し合うことにより、より良い環境づくりを目指します。
事業用太陽光発電等による乱開発防止	「中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に基づき、事業用太陽光発電の開発事業者に対して、地域への説明会の実施や書面による協定の締結などを義務付けることで、周辺地域における災害の防止並びに自然環境の保全への配慮を促します。

(3) 快適で安心なまちづくり

市民が快適で安心して暮らせる生活環境の創出に向けて、清潔で美しいまちづくりと良好な景観形成を推進するとともに、都市緑化により潤いのある住環境の実現を図ります。

① 不法投棄の防止

個別施策の方向性	概要
不法投棄監視パトロールの実施及び不法投棄行為者の取締り	地域の住みよい環境づくり推進員や岐阜県と連携し、地域の監視やパトロールを実施し、不法投棄の未然防止策を強化します。不法投棄を発見した場合には、警察署と連携して投棄者の取締りを行います。
不法投棄の防止に向けた啓発と予防の強化	広報誌やホームページを活用して不法投棄の防止に関する情報を周知・徹底を図り、地域への不法投棄の監視や美化活動を進め、不法投棄撲滅に努めます。土地所有者や地域、警察等と協力し、不法投棄監視用カメラの導入等の予防対策の強化を図ります。

② まちの美化とマナー向上

個別施策の方向性	概要
ポイ捨て防止の啓発	快適な生活環境を確保するため、ごみをみだりに捨てる行為及び道路、公園などの公共の場所や他人の場所を汚すペットのふん便の防止を啓発します。
地域が一丸となった清掃活動の推進	市内一斉清掃や地域、事業者、団体等が行うボランティア清掃活動を促進し、まちの美化活動を推進します。
放置自転車対策の推進	放置自転車は、歩行者の安全やまちの美化を損ねるだけでなく、盗難事件の発生にもつながることから、放置自転車の撤去や啓発活動等を実施し、放置台数の減少を図ります。
野外焼却行為者への指導強化	野外焼却に関する市民からの通報に対応し、行為者への適切な指導を行います。

③ 景観に配慮したまちづくり

個別施策の方向性	概要
都市緑化、公園緑化の推進	緑化による都市の景観形成に努めるとともに、公園緑地の適正な維持管理を行います。
良好な景観形成の推進	市域全体を「景観計画区域」とし、良好な景観形成に取り組みます。中山道沿道景観区域の統一的な景観づくり、良好な景観を維持促進するための、景観に関する活動を支援します。

6

協働:未来につなぐ人づくりとパートナーシップ

本市の豊かな自然環境を次世代に継承し、持続可能な環境保全を実現するためには、行政だけでなく、市民・事業者・市民団体・学識者など多様な主体が連携・協働して取り組むことが不可欠です。「森と清流、未来をつくる なかつがわ」の実現に向けて、一人ひとりが環境問題を自分事として捉え、主体的に行動できる人材の育成と、それぞれの強みを活かしたパートナーシップの構築を推進します。

本市には、カワゲラウォッチングの実施、なかつがわ 森の木遊館を拠点とした木育の推進、市民団体による希少植物保護活動など、市民協働による環境保全活動の豊富な実績があります。これらの取組をさらに発展させ、世代を超えた環境保全の担い手育成と、分野横断的な協働体制の強化を図り、地域全体で環境課題の解決に取り組む社会を目指します。

また、リニア中央新幹線開業を見据えた新たなまちづくりの中でも、環境配慮型のまちづくりを市民・事業者・行政が一体となって推進し、豊かな自然環境と調和した持続可能な地域社会の構築を目指します。

(1) 地域の環境活動を支える人材創出

① 環境保全活動に向けた人材の育成

個別施策の方向性	概要
環境保全活動に係る専門家の育成	専門的な知識と技術を身につけるための研修や講習会等を実施し、専門家の育成に努めます。
木育に係る人材育成	岐阜県立森林文化アカデミーとの連携協定を活用し、森林・木育分野の専門人材の育成を推進します。また、市内の森林・林業関係団体と協働し、地域に根ざした環境教育指導者の養成と活用を図ります。
技術・知見の継承と世代を超えたネットワークの形成	担い手の高齢化による活動の衰退を防ぐため、ベテラン活動者から若い世代への技術や知識の継承を支援し、活動の継続性を確保します。また、若者の環境活動への参加促進、シニア世代の豊富な経験の活用、多世代交流による新たな視点の取り入れなど、年齢を超えたネットワーク形成を支援します。

(2) 未来につなぐ環境教育・環境学習の推進

① あらゆる場面での環境教育・環境学習の実践

個別施策の方向性	概要
環境保全活動に係る専門家の育成	年齢に応じた体系的な環境教育プログラムを構築し、幼児期から成人まで継続的な環境学習の機会を提供します。
多様なフィールドにおける環境教育・環境学習の機会の創出	なかつがわ 森の木遊館、環境センター、下水処理センター、汚泥処理センターなど、市の施設を活用した社会科見学を推進し、実体験を通じた学習機会を提供します。 また、鉱物博物館、子ども科学館、図書館などにおいても、環境意識の啓発につながる展示の充実や図書の整備を図ります。
社会教育の推進	各公民館での環境講座の充実を図り、市民の環境意識向上と実践行動を促進します。

② 木育・河川に対する教育の実施

個別施策の方向性	概要
世代を超えた木育の推進	なかつがわ 森の木遊館を拠点とした木育プログラムの拡充により、木材利用の理解促進と森林環境の関心向上を図ります。森林・木育プログラムの充実等により、子どもだけでなく大人まで幅広い世代が木と触れ合う機会を創出します。
地域産木材への愛着の育成	岐阜県立森林文化アカデミーとの連携により、市内の子どもたちへの木製製品等の提供など、市内産材を活用した木育活動を推進します。中津川産材への愛着を育み、将来の木材利用文化の継承を図ります。
カワゲラウォッチングの推進	カワゲラウォッチングをはじめとする水生生物の観察を通じて、河川の水質や生態系の健全性を学び、清流保全の重要性への理解を深めます。市内小学校での実施体制を維持・充実させるとともに、市民参加型の調査活動への展開を図ります。

(3) あらゆる主体によるパートナーシップの推進

① あらゆる主体による環境活動の支援

個別施策の方向性	概要
地域が主体となつた環境活動の推進	地域の特性や課題に応じた自主的な環境保全活動の促進を図ります。市区長会などが主体となって取り組む環境活動を積極的に支援し、地域密着型の環境保全体制を構築します。地域の身近な環境課題の解決からはじめ、より広域的な環境保全活動に発展していくことを目指します。
市民団体による環境活動の推進	市民団体等による環境保全・環境教育に係る活動を積極的に支援します。市民団体等への技術的支援、活動資金の助成、活動場所の提供などにより、市民主体等による活動を促進します。
事業者による環境活動の推進	事業者の環境保全活動については、企業の社会的責任（CSR）や環境・社会・ガバナンス（ESG）の観点から支援を行います。企業によるビオトープの創出、環境教育プログラムの実施、自然共生サイトの認定取得などを支援し、事業活動と環境保全の両立を促進します。また、事業者のノウハウや技術を環境教育や環境保全活動に活用する機会を創出します。

② 市民団体・事業者等に係るパートナーシップの醸成

個別施策の方向性	概要
市民・事業者・行政のマッチング機能の強化	市民団体・事業者・行政の連携を促進するマッチング機能を強化し、それぞれの強みを活かした協働事業を推進します。
産学官民連携の推進	大学や研究機関との連携により、科学的根拠に基づく環境保全活動を推進します。研究成果の活用、学生の活動参加、専門知識の提供、専門的知見による環境学習プログラムの作成などを通じて、より効果的で先進的な環境保全活動や環境教育の導入を図ります。

③ 計画立案時等における市民・市民団体・事業者の参画

個別施策の方向性	概要
計画策定時の市民参画の推進	環境基本計画をはじめとする環境関連計画の策定・見直しにおいて、市民・市民団体・事業者の積極的な参画を促進します。計画策定委員会への参画、パブリックコメントの実施、地域説明会の開催、ワークショップの実施などにより、多様な意見を計画に反映させます。

(4) 広報・PRの実施

① 広報・PR等の実施

個別施策の方向性	概要
情報発信の推進	市の環境施策の取組状況、市民・事業者の優良な環境活動事例、環境の現状と課題などについて、広報誌、ホームページ、SNS等、多様な媒体を活用して情報発信を行います。
優良事例の紹介	市民・事業者・市民団体等による活動の成果や効果を適切に評価し、優良な取組については積極的に市民への周知を図ります。 また、表彰等の制度を設け、環境活動への意欲向上と活動の拡大を図ります。

② 環境イベントの実施

個別施策の方向性	概要
環境イベントの実施・出展	市民が環境について学び、考え、行動するきっかけとなるような環境に関するイベント、講演会、出前講座等を開催します。 また、行政や民間の各種イベントに積極的に出展し、環境取組の重要性について訴えます。
市民・事業者等による環境イベントの支援	市民や事業者が実施する環境イベントや、各種イベントにおける環境に配慮した取組について、広報誌、ホームページ、SNS等、多様な媒体を用いた情報発信等により積極的に支援します。

本計画において、特に重要な施策を組み合わせた取組を「重点戦略」として位置付けています。

将来の環境像を達成するために、市民・事業者・行政との協働や市の部局を超えた協働による体制づくりが求められます。

戦略1	豊かな森林資源を活かした包括的脱炭素戦略
施策	森林・清流の保全×森林を活かした脱炭素化×ごみ減量化の推進
概要	<p>中津川市は豊かな森林資源を有する一方で、間伐材の7～8割が山に放置され、製材所からも木くずが廃棄される現状があります。また、林業の担い手不足と経営難も深刻です。一方、2050年ゼロカーボンシティ実現に向けた脱炭素化の取組に向けては、省エネや再エネ導入といったCO₂の削減だけに加え、適切な森林の維持による森林吸収源の活用が必要不可欠です。</p> <p>本市では、これらの課題に対し、森林由来のカーボンクレジット創出と市内企業へのクレジット販売により、森林整備の資金調達と地域企業の脱炭素化を同時に実現します。さらに、間伐材・剪定枝・製材廃棄物等を木質バイオマスエネルギーとして地域内循環させることで、廃棄物処理費の削減、新たな収益源の創出、化石燃料依存の軽減を図ります。</p> <p>これにより、林業の経済的持続可能性確保、脱炭素社会実現、廃棄物の削減、地域資源の循環という4つの課題を統合的に解決し、環境と経済が好循環する持続可能な森林管理システムを構築します。</p>
具体的な取組例	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 森林環境譲与税の効果的活用による森林整備及び木材利用促進 ➢ 木育による木材利用促進 ➢ J-クレジット・G-クレジット創出拡大と市内企業への優先販売 ➢ 薪ストーブ、木質バイオマスボイラー等の推進による木質バイオマスの利用拡大支援 ➢ 間伐材・剪定枝の地域内循環利用システム構築 ➢ 森林CO₂吸収量の見える化と市民への普及啓発 ➢ 林業×脱炭素×循環経済の統合促進
主な連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中津川市（環境課、林政課） ・ 森林組合（加子母、付知、中津） ・ 県

戦略2	地域経済の活性化と人口減少に対応する循環経済戦略
施策	リニアと共生したまちづくり×ごみ減量化の推進×農業・畜産業の振興
概要	<p>中津川市では深刻な人口減少により地域を支える人材不足、産業分野における人手不足・消費不足が生じています。特に農業では耕作放棄地の増加、畜産業では堆肥処理施設の老朽化による家畜排せつ物の処理問題が顕在化しています。一方で、飛騨牛をはじめとする畜産業、豊かな農業資源、市民協働による環境活動の実績など、資源循環を推進する基盤が整っています。</p> <p>人口減少社会に対応しつつ地域経済の活性化を図るため、廃棄物を資源として捉える循環経済の考え方を導入し、古紙・プラスチック等のリサイクル推進、農畜連携による有機資源の地域内循環、食品ロス削減と地産地消の一体的推進を進めます。これにより、限られた人材と資源を最大限に活用し、新たな収益源の創出、処理費用の削減、地域内経済循環の促進を実現し、人口減少下でも持続可能な地域経済システムを構築します。</p>
具体的な取組例	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民と協働した古紙・プラスチック等の分別回収及びリサイクル ➢ 有機資源の回収及び地域内循環（農畜連携による有機資源の活用） ➢ 食品ロス削減と地産地消の推進 ➢ ごみ処理施設の広域化、下水処理施設の統合化 ➢ 農林畜産業×循環経済の統合促進
主な連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中津川市（環境課、農政課、環境センター） ・ 廃棄物処理事業者 ・ J A ・ 中津川市畜産振興会

戦略3	市民・事業者協働による自然共生・自然保護戦略
施策	生物多様性の維持と自然共生×地域の環境活動を支える人材育成
概要	<p>中津川市には豊かな自然環境と希少植物（シデコブシ・ハナノキ等）が存在する一方で、保全活動の担い手不足、自然への関心の低下により里山の手入れ放棄や生態系への影響が懸念されています。また、特定外来生物の拡散、有害鳥獣による農林業被害が課題となっています。</p> <p>一方で、市民団体の活動は活発で、市民・事業者協働の実績があることから、これらの課題に対し、市民団体・企業・大学との連携による希少植物保護と自然環境教育を推進し、環境保全活動の担い手育成と世代間継承を図ります。さらに、自然共生サイト認定や企業との協働による森林づくりを拡大することで、保全活動の持続可能性確保、次世代への環境意識継承、自然資源の観光活用という3つの課題を統合的に解決し、自然保護と地域振興が両立する協働システムを構築します。</p>
具体的な取組例	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民団体による希少植物（シデコブシ・ハナノキ等）や天然記念物の保護 ➢ 市民団体と協働した自然環境教育の実施（カワゲラウォッチング等） ➢ 企業や大学との連携による自然共生サイト認定の推進 ➢ 環境保全活動の担い手育成・世代間継承支援のためのパートナーシップ強化
主な連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中津川市（環境課、文化課、学校教育課、幼児教育課） ・ 市民ボランティア団体 ・ 市内外の事業者 ・ 大学・学識者・東海国立大学機構等

戦略4	次世代の環境取組を担う環境人材育成戦略
施策	エネルギー利用の効率化×森林・清流の保全×未来につなぐ環境教育・環境学習の推進
概要	<p>中津川市では環境保全活動の指導員高齢化、子供会の衰退による環境教育機会の減少が課題となっています。一方で、県内最活発なカワゲラウォッチング、木遊館を拠点とした木育など、環境教育の基盤が整っています。</p> <p>これらの基盤を活用し、カワゲラウォッチングの継続プログラム化、木遊館を拠点とした森林・木育プログラムの拡充、大学・企業との連携による実践的環境教育プログラムの開発を進めます。さらに、「大人の学び」環境講座の実施により世代を超えた環境人材育成を図ります。これにより、指導員の高齢化対応、環境教育の継続性確保、次世代環境リーダーの育成という3つの課題を統合的に解決し、分野横断的な環境人材が地域の環境取組を牽引する持続可能なシステムを構築します。</p>
具体的な取組例	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域と連携した環境教育・環境学習の推進 ➢ カワゲラウォッチングの実施と継続プログラム化支援 ➢ 木遊館を拠点とした森林・木育プログラムの拡充 ➢ 大学・企業との連携による実践的環境教育プログラムの開発 ➢ 環境保全活動の担い手育成・世代間継承支援のためのパートナーシップ強化 ➢ 分野横断的環境人材育成の統合促進
主な連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中津川市（環境課、学校教育課、幼児教育課、林政課、生涯学習スポーツ課） ・ 市民ボランティア団体、地域住民、区長会連合会、森林組合等 ・ 大学・学識者・東海国立大学機構等

戦略5	気候変動に適応した一体型防災戦略
施策	森林・清流の保全×森林を活かした脱炭素化×適正処理・処分の実施
概要	<p>中津川市は南海トラフ地震防災対策推進地域として南海トラフ地震や活断層による大規模地震、台風や豪雨時の河川氾濫・土砂崩れ・集落孤立等の災害リスクを抱えています。また、社会基盤の老朽化による防災機能低下、災害廃棄物処理体制の整備が課題となっています。一方で、市域の8割を占める森林は災害防止機能を有し、豊富な水源は中小水力発電のポテンシャルがあります。</p> <p>これらの課題とポテンシャルを活用し、避難所への太陽光発電・蓄電池設置によるレジリエンス強化、森林整備による土砂災害防止と脱炭素の統合的解決、グリーンインフラによる治水・環境保全の両立を進めます。さらに、災害廃棄物処理体制の構築と備蓄食料のローリングストック推進を図ります。これにより、災害時のエネルギー確保、森林の防災機能向上、廃棄物処理体制整備という3つの課題を統合的に解決し、気候変動に適応した持続可能な防災システムを構築します。</p>
具体的な取組例	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 避難所への太陽光発電・蓄電池設置によるレジリエンス強化 ➢ 災害廃棄物処理体制の構築・広域的な連携強化 ➢ 森林整備による土砂災害防止と脱炭素の統合的解決 ➢ グリーンインフラの実施による治水・環境保全の両立 ➢ 備蓄食料のローリングストック推進による食品ロス削減 ➢ 林業×防災×脱炭素の統合促進
主な連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中津川市（環境課、防災安全課、林政課） ・ 県、近隣市町村

戦略6	持続可能な農林畜産業と環境保全の統合戦略
施策	農業・畜産業の振興×エネルギー利用の効率化×適正処理・処分の実施 ×あらゆる主体によるパートナーシップの推進
概要	中津川市では農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加、畜産業での堆肥処理施設老朽化、有害鳥獣による農林業被害が深刻化しています。一方で、豊かな農林畜産資源があります。 これらの課題と資源を活用し、スマート林業、スマート農業・環境配慮型農業の技術支援強化、田んぼの中干し期間延長等による新たな脱炭素クレジット創出を進めます。さらに、有害鳥獣対策と生態系保全の両立、農畜連携による地域内資源循環システムの構築を図ります。これにより、農業の生産性向上、環境負荷軽減、地域資源循環という3つの課題を統合的に解決し、環境保全と産業振興が両立する持続可能な農林畜産業システムを構築します。
具体的な取組例	<ul style="list-style-type: none"> ➢ スマート農業・環境配慮型農業、スマート林業等の技術支援強化 ➢ 田んぼの中干し期間延長など新たな脱炭素クレジット創出手法の実施 ➢ 有害鳥獣対策と生態系保全の両立 ➢ 農畜連携による地域内資源循環システムの構築 ➢ 耕作放棄地等への適正な太陽光発電の設置 ➢ 農林畜産業×環境保全の統合促進
主な連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中津川市（環境課、農政課、林政課） ・ JA ・ 中津川市畜産振興会 ・ 農業委員会 ・ 県

本計画では、計画の進捗を確認するためのツールとして、特に重視すべき指標である「重点指標」と、5つの柱の取組状況を確認するための「分野別指標」の2種類の指標を設定します。

指標の達成状況については、年に一度確認し、中津川市環境保全審議会に報告します。また、市の環境報告書である「中津川市の環境」に掲載し、対外的に公表します。なお、中津川市の環境は、市のホームページで公開しています。

1

重点指標

指標内容	基準値	現況値	目標値 (2035年度)
市域の温室効果ガス排出量削減率 森林吸収量相殺後市域の温室効果ガス排出量を2013年度比で57.5%削減します	832,429t-CO ₂ (2013年度)	37.0 % (524,503t-CO ₂) (2022年度)	62.5% (312,161t-CO ₂)
市民1人1日当たりのごみ排出量 分別回収の徹底や4Rの取組により、市民1人あたりのごみ排出量を2018年度比で20%削減します	985g (2018年度)	884g (2024年度)	788g
G-クレジット創出量 G-クレジットの仕組みを活用し、森林整備等による温室効果ガス吸収量をクレジット化します	856 t-CO ₂ (2024年度)	1,315 t-CO ₂ (2025年度)	3,300 t-CO ₂
自然共生サイトの指定 市内における自然環境保全の取組を支援し、自然共生サイト制度への指定を目指します	0か所	0か所	2か所

2

分野別指標

分野	指標内容	基準値	現況値	目標値 (2035 年度)
自然共生	森林整備面積 更なる森林整備の支援により、森林整備面積を増加します	450 ha (2014 年度)	4,870 ha (2024 年度)	9,900 ha
	河川、森林環境教育の実施学校数 カワゲラウォッチングや木育の授業数を増加させ、小中学校における環境教育の年間延べ実施校数を増やします	13 校 (2014 年度)	12 校 (2024 年度)	全小学校 (14 校)
循環経済	資源化率（リサイクル率） リサイクル資源の分別回収を推進し、資源化率（リサイクル率）を増やします	17.9% (2018 年度)	14.6% (2024 年度)	19.6%
	総ごみ排出量 家庭・事業者における廃棄物削減の取組を推進し、年間の総ごみ排出量を削減します	30,339 t (2014 年度)	23,797 t (2024 年度)	22,400 t
	家庭ごみ排出量 分別回収の徹底や 4R の取組により、家庭におけるごみ排出量を削減します	23,419 t (2014 年度)	18,562 t (2024 年度)	10,855 t
	最終埋立量 ごみ総量の削減と有機資源のリサイクル化により最終処分量の更なる削減に努めます	2,420 t (2014 年度)	1,431 t (2024 年度)	1,145 t
脱炭素	市域の再エネ発電量 再エネ発電量を増やすため、適切な再生可能エネルギー発電設備の設置を推進します	70,186 MWh (2015 年度)	183,413 MWh (2023 年度)	324,000 MWh
	行政の温室効果ガス排出量削減率 市の事務・事業における温室効果ガス排出量を 2013 年度比 62.5% 削減します	28,535t-CO ₂ (2013 年度)	31.8% 19,444t-CO ₂ (2023 年度)	62.5% 17,834t-CO ₂
リニア共生	一般大気環境基準達成率 大気に係る環境基準（二酸化硫黄・二酸化窒素）の達成率 100% を維持します	100%	100%	100%
	河川環境基準（BOD）達成率 河川に係る環境基準（BOD）の達成率 100% を維持します	100%	100%	100%
	下水道整備による水洗化率（公共、特環、農集） 下水道整備区域の水洗化率 100% を目指します。 (※合併処理浄化槽も水洗化に該当しますが水洗化率には含まれておりません。)	85.3%	89.0%	100%
協働	環境に関する指導者育成講習会の実施回数 環境に関する指導者育成講習会を年 5 回以上実施します	年 2 回 (2024 年度)	年 2 回 (2024 年度)	年 5 回
	幼児環境教育の実施幼保園数 木育・自然体験等の幼児環境教育を全校で実施します	12 園 (2017 年度)	20 園 (2024 年度)	全幼保園 (27 園)

1

推進体制

本計画は、市民・事業者・行政、その他関係する組織・団体など、様々な主体の取組と相互の協働・連携によって推進する必要があります。そのため、市の設置する中津川環境保全審議会をはじめとして、あらゆる主体による推進体制を構築し、協働によって推進することで計画の実効性を高めます。

また、庁内においては、本計画が部局横断的な性格を持つ計画であることを鑑み、各課による着実な推進と併せ、部局間で連携して施策を推進する体制を構築します。

(1) 庁外における推進体制

① 中津川市環境保全審議会

条例¹¹に基づき設置される中津川市環境保全審議会において、年に一度指標の達成状況を報告します。審議会は、施策の調査・審議機関として、指標をもとに計画の進捗状況を評価し、施策・取組等に対する提言を行います。

② 様々な主体による推進

本計画は様々な主体との協働による推進を重視しています。

環境に関連する団体（中津川自然環境団体等連絡会議、中津川市環境推進協会、中津川市ごみ減量検討市民会議、住みよい環境づくり推進員ブロック会議、シデコブシの会等）や関連団体（JA、森林組合、畜産振興会、商工会議所、観光協会等）、企業等、様々な主体と連携し、協働体制を構築しながら取組を進めています。

(2) 庁内における推進体制

① 各課における推進

各課は、所管する環境関連施策について年度ごとの実施計画等を策定し、着実な実行を図ります。また、環境課は各課の取組状況を取りまとめ、全庁的な進捗管理を行います。

② 庁内推進会議の設置

本計画の全庁的な推進を図るため、関係各課による庁内推進会議を設置し、各部署の環境関連施策の実施状況の確認・共有の場とします。また、部局間にまたがる課題について共有し、部局間の連携強化による課題解決を図ります。

¹¹ 中津川市附属機関の設置等に関する条例（平成10年3月25日条例第2号）

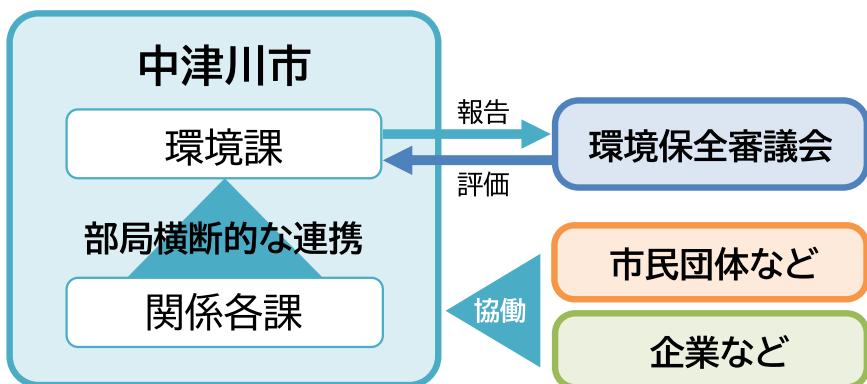


図 6-1 推進体制のイメージ図

2

進行管理

本計画の着実な推進を図るため、計画（Plan）－実行（Do）－評価（Check）－見直し（Action）のPDCAサイクルに基づく継続的な進行管理を行います。

PDCAサイクルの各段階における取組は次のとおりです。

- 施策及び重点戦略の見直し、新たな施策の設定
 - 指標の検証・見直し
 - 市民・事業者との協働や部局間連携による課題解決の検討
 - 新たな法整備、環境課題、環境ニーズへの対応
-
- 重点指標及び分野別指標の達成状況を確認・評価
 - 主要な施策の実施状況と成果の確認
 - 環境保全審議会による提言
 - 「中津川市の環境」等で公表



図 6-2 PDCAサイクルの実施フロー

このサイクルを毎年実施することにより、継続的な取組を行いつつ、取組内容や指標をより良いものへと改善していく「継続的改善」を実施していきます。

第7章 私たちに出来ること (私たち一人ひとりの環境配慮)

1 はじめに

中津川市が目指す「森と清流、未来につなぐ なかつがわ」という将来の環境像は、行政の取組だけでは実現できません。市民一人ひとりや、事業者、市民団体など、あらゆる立場の人たちが環境への意識を高め、それぞれの立場で環境に配慮した行動を実践することが重要です。

私たちの日常生活の中には、環境に配慮できる場面がたくさんあります。電気をこまめに消す、ごみを正しく分別する、地元の食材を選ぶ、自然を大切にするなど、小さな行動の積み重ねが、やがて大きな環境改善につながります。

この章では、難しい取組ではなく、今日からすぐに始められる身近な環境配慮行動から、少し計画的に取り組む行動まで、実践しやすい内容をご紹介します。



Column

SDGs（持続可能な開発目標）と17の目標

SDGs（持続可能な開発目標）とは、すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための国際的な目標のことです。貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、私たちが直面するグローバルな諸課題を示しており、誰一人置き去りにしないために、2030年までに各目標・ターゲットを達成することが重要です。また、各目標は相互に関係しており、統合的な解決が必要です。



図 7-1 SDGs の 17 の目標を示すアイコン
(出典：国際連合広報センター)

【SDGs の 17 の目標】

-  貧困をなくそう
-  飢餓をゼロに
-  すべての人に健康と福祉を
-  質の高い教育をみんなに
-  ジェンダー平等を実現しよう
-  安全な水とトイレを世界中に
-  エネルギーをみんなに。そしてクリーンに
-  働きがいも経済成長も
-  産業と技術革新の基盤を作ろう
-  人や国の不平等をなくそう
-  住み続けられるまちづくりを
-  つくる責任、つかう責任
-  気候変動に具体的な対策を
-  海の豊かさを守ろう
-  陸の豊かさも守ろう
-  平和と公正をすべての人に
-  パートナーシップで目標を達成しよう

2 今日からできる10のこと

入門編！まずは身近なことから取り組んでみましょう

1

電気を節電しよう

- ◎ 使わない部屋の電気は消そう
- ◎ テレビや照明のつけっぱなしはやめよう
- ◎ エアコンや冷蔵庫の設定温度を見直そう



2

水を大切に使おう

- ◎ 歯磨きや食器洗いの時に水の出しつばなしはやめよう
- ◎ シャワーや洗車の時は節水を心がけよう



3

ごみを正しく分別しよう

- ◎ 分別ルールを守ろう
- ◎ 生ごみの水切りを徹底しよう



4

マイバッグと詰め替え商品を活用しよう

- ◎ レジ袋をもらわずにマイバッグを持参しよう
- ◎ 洗剤や調味料は詰め替え商品を選ぼう
- ◎ 過剰包装の商品は避けプラスチックごみを減らそう



5

紙・布ごみをへらそう

- ◎ 雑がみ(包装紙など)も資源ごみとして分別しよう
- ◎ 古着を活用しよう



6

自動車に頼らない生活をしよう

- ◎ 車に頼らず徒歩や自転車で移動しよう
- ◎ 公共交通機関を積極的に利用しよう



7

食口数を減らそう

- ◎ 食べ残しはやめよう
- ◎ 冷蔵庫の中身をチェックし必要な分だけ購入・調理しよう
- ◎ 賞味期限と消費期限の違いを理解しよう
- ◎ フードドライブを活用しよう
- ◎ コンポストを活用しよう



8

地元の物を食べよう

- ◎ 中津川産の農産物を購入しよう
- ◎ 地元のお店で買い物しよう
- ◎ 旬の食材を選ぼう



9

川や森に興味を持とう

- ◎ 中津川市の自然に興味を持つ
- ◎ 中津川市の希少な植物について知ろう



10

家族で環境の話をしよう

- ◎ 家族で環境の話をしよう
- ◎ 環境イベントの情報をチェックしよう



3 明日から変える7つのこと

中級編！少しずつできる所から変えていきましょう

1



LED照明に切り替えよう

- ◎白熱電球や蛍光灯をLEDに交換しよう
- ◎人感センサー付き
照明に変えよう



2



省エネ家電を選ぼう

- ◎家電の買い替え時は省エネ製品を選択しよう
- ◎省エネラベルを活用し、
省エネ性能をチェック
しよう



3



エコドライブを実践しよう

- ◎急発進・急ブレーキをしないようにしよう
- ◎適正な車間距離を保とう
- ◎アイドリングストップを心がけよう



4



食品ロスの削減に貢献しよう

- ◎規格外野菜を積極的に購入しよう
- ◎「もったいないクッキング」を実践しよう
- ◎フードドライブを活用しよう



5



4Rを実践しよう

- ◎不要なものは買わないようにしよう
- ◎ごみになるものをもらうのは断ろう
- ◎まだ使えるものは捨てずに
譲渡・売却しよう
- ◎リサイクルショップやフリマアプリを活用しよう



6



資源の回収に協力しよう

- ◎資源ごみをリサイクルボックスや店頭回収に持っていくこう
- ◎使用済みの
天ぷら油の回収に協力しよう



7



環境活動に参加しよう

- ◎地域の環境活動や清掃活動に参加しよう
- ◎市の環境イベントや講演会に参加しよう



4 未来に向けた7のこと

上級編！未来を見据えて計画的に、できることから取り組んでいきましょう

1

太陽光発電設備を導入しよう

- ◎ 太陽光パネルの設置について検討しよう
 - ◎ 蓄電池とセットでの導入も検討しよう
- 

2

省エネリフォームを実施しよう

- ◎ 断熱材の追加や窓の複層ガラス化でエネルギーを効率化しよう
 - ◎ HEMSを導入しエネルギーの使用状況を見える化しよう
 - ◎ ZEH(ゼロ・エネルギー・ハウス)を実現しよう
- 

3

次世代自動車に買い換えよう

- ◎ 買い替え時に電気自動車(EV)やハイブリッド車を検討しよう
 - ◎ 太陽光発電と充電設備(V2H)を組み合わせよう
 - ◎ 災害時には移動式電源として活用しよう
- 

4

地元産木材を利用しよう

- ◎ 新築・改築時は地元産木材を利用しよう
 - ◎ 地元産木材を使ったおもちゃや商品を買って林業を応援しよう
- 

5

薪ストーブを導入しよう

- ◎ 薪ストーブを導入しよう
 - ◎ 間伐材や剪定枝を燃料として有効活用しよう
- 

6

環境学習指導者を目指そう

- ◎ 環境教育の指導者講習会に参加し、指導者を目指そう
 - ◎ 子どもたちへの環境教育に携わろう
 - ◎ 地域の環境保全活動をリードしよう
- 

7

施策や計画の立案に参画しよう

- ◎ 地域の環境問題について調査・提案しよう
- ◎ 住みよい環境づくり推進員やごみ減量検討市民会議に参加しよう
- ◎ 市の計画や施策に意見を提出しよう

5

みんなで取り組む環境活動

中津川市には市民の皆様によって様々な環境活動が実施されています。

環境活動に取り組んでみたいと思ったら、市民活動に参加してみましょう。

希少植物自生地の保全作業	カワゲラウォッキングの紹介
住民一斉清掃とオオキンケイギク駆除	木遊館での活動

6 事業者の皆様へ

市民の方だけでなく、事業者の皆様にも取組のご協力をお願いしております。

環境への取組を行うことは、単なる慈善活動に留まらず、ランニングコストの削減や企業としての価値の向上にもつながるものです。

国・県・市等による補助制度等を活用し、環境負荷の少ない事業を目指してみませんか。

◆ 企業における取組事例

- 省エネ診断を受診し、省エネ化の取組を実施する
- 太陽光発電や蓄電池を導入する
- 社用車をEV車やPHV車などに切り替える
- 公共交通機関による通勤を推進する
- 廃棄物の発生抑制と適正処理を徹底する
- 従業員への環境教育や環境活動に係る研修を実施する
- 事業所における温室効果ガス排出量を算定し、温室効果ガスの削減目標を定める
- 自然共生サイトの指定やビオトープ創出に取り組む
- 地域のJ-クレジットやG-クレジットを購入する
- 地域の環境活動に協力・参加する

7 おわりに

環境問題は一人の力では解決できませんが、一人ひとりの行動の積み重ねが大きな力になります。中津川市の豊かな自然環境を未来に引き継ぐために、まずは身近なところから環境に配慮した行動を始めてみませんか。

用語集

	用語	説明
0-9	30by30（サーティ・バイ・サーティ）	2030 年までに陸地と海の 30%以上を保護地域等として保全しようとする国際的な目標。2022 年に昆明・モントリオール生物多様性枠組で採択された、生物多様性保全のための重要な目標。
	4R	廃棄物の削減と資源の有効活用を図るための 4 つの取組を優先順位毎に並べたもので、優先順位が高い順に「リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)、リフューズ (Refuse=ごみになるものを買わない)、リユース (Reuse=再使用)、リサイクル (Recycle=再資源化)」の 4 つを示す。従来の 3R に「リフューズ」を加えた考え方で近年主流になりつつある。
A-Z	BDF	「Bio Diesel Fuel」の略。使用済み天ぷら油などを原料とするバイオディーゼル燃料のこと。
	BEMS (ベムス)	「Building and Energy Management System (ビルエネルギー管理システム)」の略。業務用ビル等の建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を把握し、需要予測に基づく負荷を勘案して最適な運転制御を自動で行うことで、エネルギーの供給設備と需要設備を監視・制御し、需要予測をしながらトータルで最適な運転制御を行うことができる。
	BOD	「Biochemical Oxygen Demand」の略。生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素の量のこと。河川における水質汚濁の指標として、水質汚濁防止法に基づく排水基準が定められている。
	EV	「Electric Vehicle」の略。電気自動車。バッテリーに蓄えた電気をモーターに供給し走行する自動車。
	FCV	「Fuel Cell Vehicle」の略。燃料電池車。ここでは水素を燃料とした自動車を指す。
	GAP 農業	「Good Agricultural Practice (適正農業規範)」の略。農業における食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理手法。中津川市では「ぎふ清流 GAP」の普及促進により、安全で高品質な農産物の生産を支援している。
	GX	グリーントランスフォーメーションのこと。イノベーションによる再エネ転換や ICT の活用等を通じて脱炭素を達成し、持続可能な社会を実現すること。日本では 2021 (令和 3) 年度に「グリーン成長戦略」が策定され、GX の取組が推進されるようになった。
	G-クレジット	岐阜県独自のカーボン・オフセット制度。県内の適切な森林整備による CO ₂ 吸収量を県がクレジットとして認証し、CO ₂ を排出している企業に販売することによって得られた資金を健全で豊かな森林づくりに活用する仕組み。中津川市は G-クレジットの創出量が県内一位である。
	HEMS (ヘムス)	「Home Energy Management System」(家庭用エネルギー管理システム) の略。家庭内の発電量 (ソーラーパネルや燃料電池等) と消費量をリアルタイムで把握するシステムのこと。細やかな電力管理を行うことで電気やガス等のエネルギー使用状況の適切な把握・管理でき、省エネに繋げることができる。

	用語	説明
	IoT	「Internet of Things」の略。様々な物がインターネットに接続され、情報交換することによって相互に制御する仕組み。環境監視やエネルギー管理などに活用される。
	J-クレジット	省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用による温室効果ガス排出削減量や、適切な森林管理による CO ₂ 等の吸収量をクレジットとして国が認証する制度。クレジットを購入することでその分の温室効果ガス排出量を自社の排出量から削減して報告することができる。
	NOx	窒素酸化物の総称。燃料が燃焼するときに発生し、光化学スモッグや酸性雨などを引き起こす大気汚染物質。具体的には、一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO ₂)、亜酸化窒素 (一酸化二窒素) (N ₂ O) などが挙げられる。
	OECM	「Other Effective area-based Conservation Measures」の略。保護地域以外で生物多様性に資する地域のこと。2023年からは自然共生サイトの認定制度が始まり、既存の保護地域と重複していない区域はOECMとして国際データベースに登録できるようになった。
	PHV	「Plug-in Hybrid Vehicle」の略。プラグインハイブリッド車。ハイブリッド車の中でも、外部からコンセントなどで充電可能な自動車のこと。
	V2H	「Vehicle to Home」の略で、「車から家へ」という意味。EVを「動く蓄電池」とみなし、専用機器を介して EV と家庭の電力を融通しあうことで電力を有効活用することができるシステムのこと。
	ZEB (ゼブ)	「Net Zero Energy Building」(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指したビルのこと。 省エネによって使うエネルギーを減らし、再エネ等の導入によって使う分のエネルギーを創ることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。 完全なゼロエネルギーを達成した「ZEB」の他に、省エネ導入率によって「Nealy ZEB」、「ZEB Ready」、「ZEB Oriented」などのランクがある。
	ZEH (ゼッチ)	「Net Zero Energy House」(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略。住宅の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムを導入し、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとした住宅のこと。マンション版の ZEH-M もある。
あ	アスベスト	石綿とも呼ばれる天然に存在する繊維状の鉱物。かつては建材等に広く使用されていたが、肺がんや中皮腫の原因となることが判明し、現在は使用が禁止されている。現在でも古い建物等に残っている場合があり、解体の際の配慮が必要である。
	一酸化窒素	NO _x 大気汚染で問題となる窒素酸化物 (Nox) の一つで、ボイラーや焼却炉などの燃料の燃焼過程で発生する。
	インセンティブ	行動を促進するためのモチベーションになる動機付けのこと。環境の分野では、環境配慮行動を促すための経済的優遇措置や支援制度などを指す。

	用語	説明
わ	ウェルビーイング	「Well-being」。もともとは、WHO憲章で使われた「身体的・精神的・社会的に良好な状態」を意味する概念で、単に病気でないということではなく、肉体的にも精神的にも社会的にも全てが満たされた状態を指す。環境の分野では、「環境・経済・社会の統合的向上を図り、高い生活の質を実現する」という目標を指し、令和6年4月に策定された第六次環境基本計画においては、すべての施策の上位目標として重要な方向性として位置づけられている。
	エコツーリズム	自然や環境を損なわない範囲でその地域の自然や歴史を学ぶとともに、観光収入が地域にもたらされることによって環境や歴史の破壊をも防ぐことを理念とした観光形態のこと。
	エネファーム	家庭用燃料電池コジェネレーションシステムの愛称。都市ガスやLPガスから水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電するとともに、発電時の排熱を給湯に利用することで効率的に電気・熱を生み出すことができるため、省エネに寄与する。
	温室効果ガス	太陽からの熱を吸収し、地球温暖化の原因となる気体の総称。京都議定書およびパリ協定で削減対象となるのは、二酸化炭素 (CO_2)、メタン (CH_4)、一酸化二窒素 (N_2O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、ペーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF_6)、三フッ化窒素 (NF_3) の7物質である。もし大気中に温室効果ガスがなければ、地球の平均気温はマイナス19℃くらいになるといわれており、適度な温室効果は生命維持に必要だが、人間活動による過度な増加が地球温暖化を引き起こすことが地球規模の問題となっている。
か	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量が等しくなり、温室効果ガスの収支が実質的にゼロになること。「ゼロカーボン」「実質ゼロ」「ネットゼロ」とも呼ばれる。電気や燃料の使用によって排出される温室効果ガスの量から、森林等による CO_2 吸収量や排出量取引制度による取引量を差し引いた残りがゼロ以下になることを意味する。中津川市は2021年3月に区長会連合会と共同でゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年カーボンニュートラルの実現を目指している。
	カワゲラウォッチング	河川などでカワゲラなどの水生生物を探し出し、河川の水質を調査する市民参加型の環境調査活動のこと。岐阜県では環境学習の一環として県内の小学校での実施を促しており、特に中津川市では盛んに行われている。
	グリーンイノベーション	環境・エネルギー分野における技術革新。環境負荷を低減し、脱炭素社会を実現するための新たな技術やアイデアを指す。
	グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。従来の社会資本整備と自然環境の保全・再生を両立させるもので、例えば森林を整備することで土砂崩れを防いだり、水田による貯水機能によって豪雨による河川氾濫を防いだりすることが挙げられる。
	光化学オキシダント	工場や自動車から排出される窒素化合物や揮発性有機化合物 (VOC) などが紫外線によって化学反応を起こして生成される、オゾンを主成分とする酸化性物質の総称。濃度が高くなると光化学スモッグを引き起こす。
さ	産業型公害	工場等の産業活動に起因する環境汚染。大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、悪臭等が含まれる。

用語	説明
自然共生サイト	生物多様性に関する世界目標である「30by30」に対応する国内の制度として環境省が開始した、生物多様性の保全が図られている区域を認定する制度のこと。企業、個人・団体、自治体等が、里地里山、森林、緑地、公園、ビオトープ等の保全活動について申請する。2025（令和7）年度には「地域生物多様性増進法」が施行され、実施計画の実施区域も自然共生サイトとして法律の下で位置づけられるようになった。
循環経済	「サーキュラーエコノミー」ともいう。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線形経済（リニアエコノミー）から転換し、「資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生を最小化し、資源を循環させる」経済システム。製品の設計段階から再利用・再資源化を考慮し、資源を可能な限り長く使用し続けることで、環境負荷を減らしながら経済価値を創出する。
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品。日本では年間約472万トン（令和4年度推計）の食品ロスが発生している（うち家庭系236万トン、事業系約236万トン）。食料資源の有効活用と廃棄物削減の観点から削減が重要な課題となっており、2019（令和元）年に施行された「食品ロス削減推進法」に基づき、全国的に削減への取組が強化されている。
森林環境税	2019（令和元年）に創設された税制。個人住民税とともに徴収され、国から市町村又は都道府県に森林環境譲与税として譲与されたのち、市町村で適切な森林整備や森林利用に係る施策・取組に用いられる。
スマート林業	ICT技術やロボット、AIなどを活用した林業のこと。森林資源管理、ドローンによる森林調査、自動化機械による作業効率化など、先進技術を導入し、林業経営を効率的かつ安全に行う。
スマート農業	ロボット技術やICTを活用して省力化・精密化を図る新しい農業のこと。リモコン草刈機、ドローンによる農薬散布、ICTを活用した圃場管理などを含む。
生活環境型公害	日常生活や都市活動に起因する環境問題。自動車排気ガス、生活排水、近隣騒音等が含まれる。
生物多様性	地球上のあらゆる生物種の多さと、それによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を表す概念。遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性の3つのレベルで構成される。生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念で、人間の生活基盤を支える重要な自然資本である。
専用水道	自家用水道のうち、給水人口が100人を超える、または、計画給水量のうち、生活の用に供するものが20m ³ を超える水道施設のこと。
た 窒素酸化物	→NO _x 。
特定外来生物	外国から移入してきた生物のうち、特に人の健康や生態系に被害をもたらすものとして外来生物法で規定された生物のこと。特定外来生物に規定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出等が禁止される。
特定建設作業	騒音規制法や振動規制法に基づき指定される、著しい騒音や振動を発生する建設作業として規制対象となる建設作業のこと。特定建設作業を行う場合には事前に届出が必要となる。
特定工場	騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法において、特定施設を設置している工場・事業場のこと。

	用語	説明
	特定施設	騒音規制法や振動規制法において、著しい騒音や振動を発生させる施設のこと。または、水質汚濁防止法において規制対象となる特定の施設のこと。
な	二酸化硫黄	SO ₂ 。硫黄分を含む石炭や石油の燃焼により発生する大気汚染物質。酸性雨の原因にもなる。
	二酸化窒素	NO ₂ 。NO _x の1つ。ボイラーの燃焼や自動車によるガソリン燃焼で発生する一酸化窒素が大気中の酸素と反応することで生成される大気汚染物質で、呼吸器系への影響を引き起こす。
	ネイチャーポジティブ	生物多様性の損失を食い止め、回復に転じる取り組みのこと。2022(令和4)年12月に生物多様性条約COP15で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において2030年までにネイチャーポジティブの実現を図ることが国際目標とされ、2023(令和5)年3月に策定された我が国の「生物多様性国家戦略2023-2030」のサブタイトルも「ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ」となっている。
は	ビオトープ	もともとは生物が自然な状態で生息する空間を意味する言葉で、転じて都市の空き地や事業所・学校の一部等に人工的に造成された野生生物の生息・生育環境を指す。
	微小粒子状物質(PM2.5)	大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5マイクロメートル以下の微小な粒子。肺の奥深くまで入りやすく、健康への影響が懸念される。
	フードドライブ	家庭で余った未開封の食品を持ち寄り、地域の福祉団体等に寄付する活動のこと。食品ロス削減と地域福祉の両面で効果がある。
	浮遊粒子状物質(SPM)	大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10マイクロメートル以下の微小な粒子。肺の奥深くまで入りやすく、健康への影響が懸念される大気汚染物質で環境基準が設けられている。
	プラスチック製容器包装	商品を入れたり、包んだりするために用いられるプラスチック製の容器包装のこと。容器包装リサイクル法で分別回収が推進される。
	ポテンシャル	「見込み」や「可能性」を意味する英語。「再エネポテンシャル」などというときは、導入できる可能性のある再生可能エネルギーの容量や発電量を意味する。
ま	マイクロプラスチック	海洋に流れるプラスチックごみのうち、5mm以下の微細なプラスチック粒子のこと。海洋汚染や生態系への影響が国際的な問題となっている。
	木育	木のよさやその利用の意義を学ぶ教育活動のこと。
や	溶融スラグ	一般廃棄物や下水汚泥の焼却灰を高温(1200~1350°C)で溶融処理したもの。路盤材やコンクリート用骨材として有効利用されている。
ら	リサイクル	4Rのひとつ。回収された廃棄物を原材料として再利用すること。
	リデュース	4Rのひとつ。ごみの発生を抑制すること。生産工程で出るごみを減らしたり、ごみの出ない設計をしたりすること。
	リフューズ	4Rのひとつ。不要なものを断ること。レジ袋を断ったり、過剰包装を避けるなど。
	リユース	4Rのひとつ。不要になったものをそのままの形で再使用すること。フリーマーケットやリサイクルショップの活用など。
	レジリエンス	もともとは「弹性」や「しなやかさ」を意味する言葉で、「困難を跳ね返す適応力や復元力」といった意味で使われる。近年では災害が起きた際の適応力や回復力を意味する言葉として使用されている。

用語	説明
レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本。日本では1991年から環境省が作成しているほか、ほとんどの都道府県で都道府県版のレッドデータブックも作成されている。
ローリングストック	普段の生活で消費する食品や日用品を少し多めに購入し、使った分だけ新しく買い足すことで、常に一定量の備蓄を保つ防災手法。災害時の備えと日常生活を両立できる。



令和（　）年 月 策定
第四次中津川市環境基本計画
中津川市環境課